

令和3年4月27日開催

新型コロナウイルス調査対策特別委員会資料

1 感染症患者の発生状況と感染防止に向けた啓発の実施について	…	1
2 新型コロナウイルスワクチンの接種について	…	2～3
3 経済対策等の事業の進捗状況等について	…	4～5
(1) 令和2年度（3月31日現在）	…	6～17
(2) 令和3年度（4月16日現在）	…	18～31

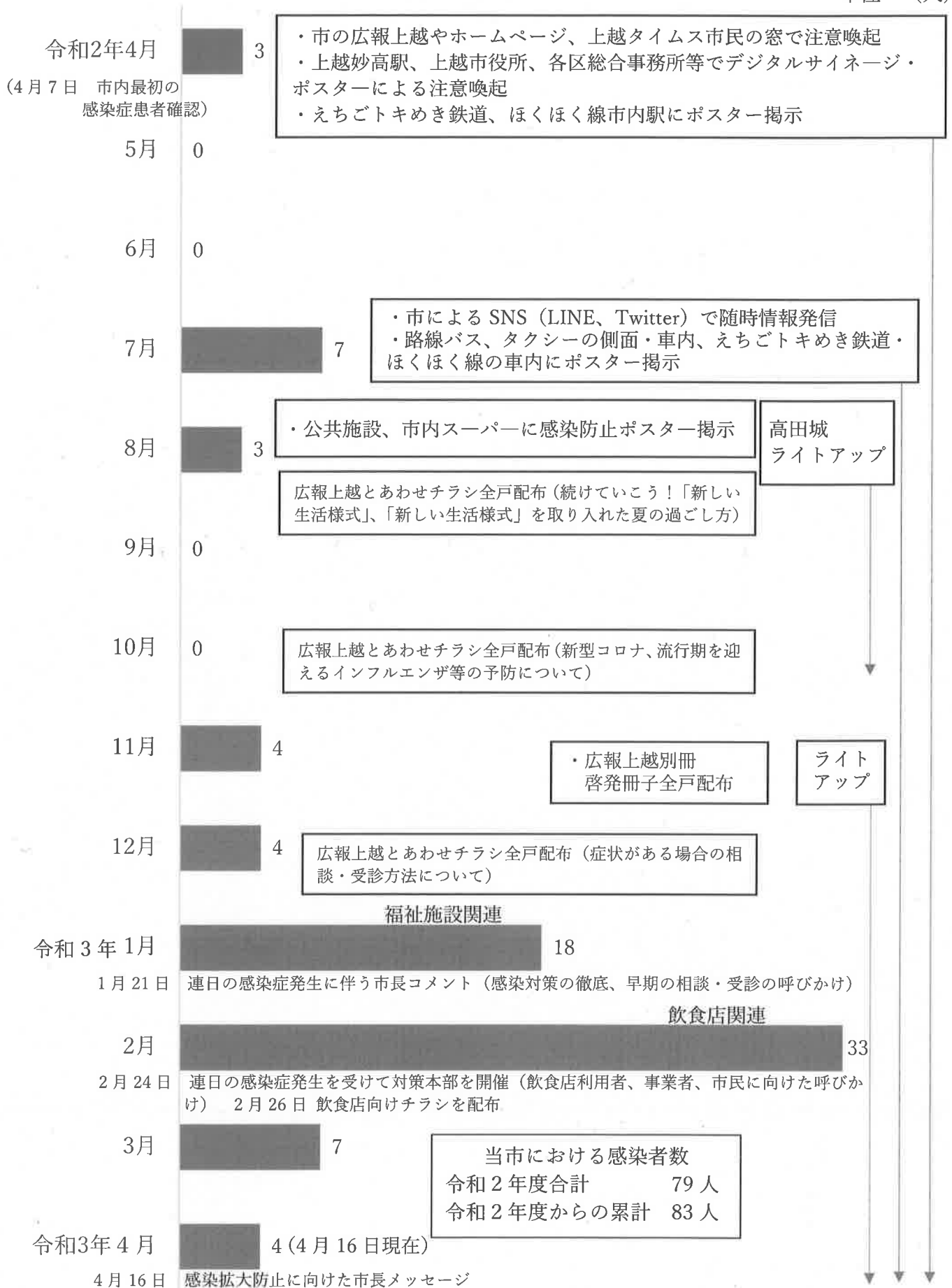
【参考】

- ・ 広報上越5月号 新型コロナワクチン接種を希望する65歳以上の皆さんへ
- ・ 警報継続に伴うお願い（令和3年4月16日 新潟県対策本部会議資料）

1 感染症患者の発生状況と感染防止に向けた啓発の実施について

(令和2年2月29日 新潟県内初の感染症患者確認(新潟市))

単位：(人)



2 新型コロナウイルスワクチンの接種について

(1) 65歳以上の市民の接種について

① 接種についての内訳（4月21日現在）

対象者数	接種区分		接種場所	接種見込者数
61,500人	ア	施設集団接種	介護保険施設等の入所施設	5,000人
	イ	個別接種（往診含む）	医療機関76か所	23,000人
	ウ	集団接種	公共施設等9か所	33,000人
	エ	接種希望なし	—	500人

※接種見込者数は今後変動の可能性あり

② 接種区分ごとの実施概要

ア 施設集団接種

- ・会場：介護保険施設等の入所施設（特別養護老人ホーム等）
- ・時期：4月21日（水）から
※施設従事者4,000人も同時に接種

イ 個別接種

- ・会場：委託した76か所の医療機関
- ・時期：5月10日（月）から
※医療機関が接種日・時間を本人に連絡（医療機関の指示に従う）

ウ 集団接種

【会場】9会場

○平日会場

- ・会場：上越休日・夜間診療所
- ・時期：5月10日（月）から開始し、以降は平日（月・火・水曜日）に実施
- ・受付：8時45分～16時45分

○土日会場

高田城址公園オーレンプラザ	上越地域医療センター病院
厚生連上越総合病院	ホテルハイマート
柿崎コミュニティプラザ	ユートピアくびき希望館
浦川原体育館	板倉農業者トレーニングセンター

- ・時期：5月22日（土）から開始
- ・受付：9時～17時

【送迎】

- 路線バスを利用する場合は、運賃を全額市が負担する。土日に路線バスの運行が少ない13区及び谷浜・桑取区においては、送迎バスを運行する。

【案内通知】

- 市から、接種会場・接種日・受付時間（15分単位で指定）を示した案内を個別通知
- 通知時期
 - ・送迎バスを運行する予定の13区及び谷浜・桑取区、5月10日からの集団接種を開始する地区の人…4月下旬

- ・ その他合併前の上越市の人…5月上旬
- ※ 指定した会場・日時で都合がつかない人は、コールセンター又は総合事務所に電話あるいは市ホームページの専用フォームで連絡が必要
- ※ 送迎バスを利用する場合は、集団接種の案内に同封するハガキ又は市ホームページの専用フォームから連絡が必要
- ※ 案内には、「接種希望なし」の意向を確認するハガキを同封し、接種の希望がない人を把握する。

○実施期間 それぞれの接種区分の開始日から、2回目の接種を含め7月中旬までに終了予定

(2) 16歳から64歳の市民の接種について（予定）

- ・ 対象者数 : 117,000人
- ・ 接種時期 : 個別接種（医療機関で接種） : 7月中旬～11月末
集団接種（公共施設等で接種） : 7月中旬～11月末
- ・ 受付方法 : 集団接種については、予約制とする予定
- ・ 備考 : 住民登録している自治体が接種券を作成し、送付することとなっており、居住地と接種する自治体が異なる場合は、住民登録している自治体から事前に接種券を受け取った上で、接種希望の自治体に申請する必要がある。

(3) 市コールセンターの状況

- ・ 開設時間 : 月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時
- ・ 電話番号 : 025-520-8870、025-526-4382
- ・ 受付体制 : 下記のとおり

経過	電話回線数など	人員体制
3月31日（水）	10回線	10人体制
4月7日（水）	市ホームページの専用フォームを開設	—
4月9日（金）	18回線（当初から8回線増）	18人体制（同8人増）
4月19日（月）	23回線（当初から13回線増）	28人体制（同18人増）

※ゴールデンウィーク期間中の5月3日、4日、5日は開設

(4) 市のワクチン接種に従事される医療従事者について

- ・ 集団接種の模擬接種を兼ねて接種を行い、流れを確認
- ・ 実施日 : 1回目…4月11日（日）、2回目…5月2日（日）

3 経済対策等の事業の進捗状況等について

(1) 令和2年度(3月31日現在)

実施	対象者区分	区分	事業数	歳出決算見込額(単位:千円)
市 (39事業)	個人	給付	8	19,689,732
		助成	1	730
		貸付	3	-
		猶予	4	-
		減免	2	4,198
	個人・事業者	猶予	5	-
		減免	1	-
	事業者	給付	11	1,982,250
		助成	1	5,286
		軽減	2	-
		減免	1	-
	国、県等 (37事業)	個人	給付	5
貸付			2	-
控除			2	-
猶予減免			2	-
個人・事業者		給付	1	-
		助成	1	-
		寄附	1	-
事業者		給付	10	75,962
		貸付	7	-
		助成	5	-
		寄附	1	-
計			76	21,758,158

※ 各事業の詳細は資料6ページから17ページまで

(2) 令和3年度(4月16日現在)

実施	対象者区分	区分	事業数	予算額(単位:千円)
市 (29事業)	個人	給付	5	545,445
		助成	1	12,190
		貸付	3	-
		猶予	4	-
		減免	2	-
	個人・事業者	猶予	2	-
		減免	-	-
	事業者	給付	8	1,056,597
		助成	1	9,395
		軽減	2	-
		減免	1	-
	国、県等 (23事業)	個人	給付	3
貸付			2	-
控除			1	-
猶予減免			3	-
個人・事業者		給付	1	-
		助成	-	-
		寄附	-	-
事業者		給付	6	-
		貸付	7	-
		助成	-	-
		寄附	-	-
計			52	1,623,627

※ 各事業の詳細は資料18ページから31ページまで

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策事業一覧

1,156,597千円

《令和3年3月議会先行議決分》 R3.3/3 から申請受付開始、受付期間延長
【産業政策課】

1 事業者経営支援金 【新規】 340,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染者増加の影響の長期化により、複数月にわたり著しく売上が減少している中小企業者等へ支援金を交付する。

- 対象者 市内に事業所を有する中小企業者等（性風俗特殊営業等一部を除き全業種）
- 給付額等 売上減少率、売上規模に応じて、下記の表に定める額を給付

区分		2018年11月以降の月平均売上 (~2019年4月)		
		1,000万円超	500万円~ 1,000万円	500万円以下
2020年11月以降 ※第3波影響下 (~2021年4月)の各月の売上高と 2018年11月以降 ※コロナ禍前 (~2019年4月)の各月の売上高を それぞれ同月で比較	3か月連続50%以上減少	1,000千円	500千円	300千円
	2か月連続50%以上減少	500千円	250千円	200千円
	3か月連続20%~50%減少	250千円	125千円	100千円
	2か月連続25%~50%減少			

※ただし、2018年11月以降の月平均売上が表中の額よりも下回る場合は、月平均額が支援金の額

- 申請期間 令和3年3月3日~7月30日
- 執行状況 4/16現在 237件 59,446千円

2 商工団体臨時給付金 【継続】 40,197千円

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、商工会議所及び各区商工会が会費の減免を行う場合などにかかる費用の一部を市が給付することにより、会員の負担軽減や団体の運営維持を支援する。

- 給付額等 上越商工会議所 27,830千円
上越市商工会連絡協議会 12,367千円

3 信用保証協会保証料補助金 及び 利子補給補助金 【継続】 100,100千円

中小企業者等が制度融資を利用した際の信用保証料の全部及び借入利子の一部を補助する。

- 補助率等 信用保証協会保証料補助金 信用保証料の全額
利子補給補助金 借入利子1.0%、2年分相当額（借入1,000万円分を上限）
- 申請期間 (継続)~令和4年4月30日

4 雇用調整助成金申請費補助金 【継続】 2,400千円

国が交付する雇用調整助成金に係る特例措置の延長を受け、同助成金の申請に必要な書類の作成を社会保険労務士等に委託した中小企業者等への支援を追加する。

- 対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者等（性風俗特殊営業等一部を除き全業種）
- 補助率等 1/2（従業員20人以下は10/10） 上限額100千円
- 申請期間 (継続)~令和3年6月30日

5 地域経済活性化店舗等改装促進事業（新型コロナウイルス対応型） 【継続】 126,400千円

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、中小企業者等が市内事業者に発注して実施する店舗の改装工事に要する経費を補助する。

- 対象者 次の業種を営む市内に居住している個人事業主、市内に本社を有する法人
(小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、卸売業、不動産業、物品賃貸業及び学習支援業のほか、その他市長が認める業種（接客、来客など顧客と対面する業種）を営むもの)
- 対象事業 新型コロナウイルス感染症予防を目的に市内事業者が発注する改装工事
- 補助率等 10/10 上限額200千円
- 申請期間 令和3年3月3日~7月30日
- 執行状況 4/16現在 74件 14,210千円（申請：133件 24,976千円）

6 プレミアム付商品券発行支援事業 【継続】 297,500千円

商工団体等が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額及び事業実施に係る経費の一部を補助する。

- 対象者 商工団体、商店街、中小企業者等により組織された任意団体等
- 対象経費 プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額、事務費
- 補助率等 補助率10/10
プレミアム分相当額（3割分又は右表の額を上限）→
事務費 補助上限額1,000千円
- 申請期間 令和3年3月3日~10月29日
- 執行状況 4/16現在 3件 17,719千円（申請：11件 78,188千円）

参加店舗数	補助上限額
20以下	2,500千円
21~40	5,000千円
41~60	7,500千円
61~80	10,000千円
81以上	12,500千円

7 中小企業者チャレンジ応援事業 【拡充】 150,000千円

中小企業者等が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等に要する経費を補助する。

- 対象者 市内中小企業者（新たに小規模企業者も対象とする）
- 対象経費 以下の取組を始めるための設備備品購入費や車両購入費等の初期費用
①事業継続のための新たな取組 ②販路開拓のための新たな取組 ③新商品・新サービスの開発
- 補助率等 3/4 上限額1,000千円
- 申請期間 令和3年3月3日~12月28日
- 執行状況 4/16現在 57件 45,642千円

《令和3年度予算》

【建築住宅課】

8 住宅リフォーム促進事業 【拡充】 100,000千円

住宅リフォーム工事を支援することにより、コロナ禍で落ち込んだ市内経済の活性化と市民の居住環境の向上を図る。

- 対象者 市内に居住している人
- 対象工事 対象者が所有・居住している市内の住宅等に係るリフォーム工事（市内業者への発注に限る）
- 補助率等 対象事業費の20%（100千円以上の工事に限る。） 上限額150千円
- 受付期間 前期：令和3年4月14日(水)~5月19日(水) 後期：令和3年9月15日(水)~10月11日(月)
- 予算配分 前期：75,000千円（750件） 後期：25,000千円（250件）

※超過の場合は抽選

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	予算額の推移	（単位：千円）			（単位：件）			効果（数値）	効果（対象者の声など）
											予算計	執行状況	執行状況	計画	執行状況	執行状況		
市の支援策																		
1	給付	市	特別定額給付金	給付額：1人当たり10万円（世帯主の口座に、世帯員全員分を振込） 申請受付期間：令和2年5月16日～8月14日（消印有効） 5/16（土）までに申請書を対象世帯主宛に郵送 5/21（木）～オンライン申請分、6/28（木）～郵送申請分の口座振込を開始 8/10（木）支給完了	全ての市民の方に	個人	令和2年4月27日（基準日）に、市の住民基本台帳に登録されている人	総務管理課 特別定額給付金事務室	・給付金19,100,000千円の予算計上に対し、18,976,500千円を執行し完了（最終振込9月10日）	4月30日専決 19,100,000 3月補正 △123,400	18,976,600	18,976,500	100.00%	190,002	189,765	99.88%	・給付金の目的に鑑み、できるだけ早い時期により多くの市民に給付できるように作業を進めた。5月中旬に約8割の市民に給付できたことから、迅速に家計への支援に一定寄与することができたほか、地元での消費・サービスの活用による経済効果を見込むことができた。	・市民からは早い時期に給付いただき助かったとの声や、感謝や労いの手紙も届いている。
2	給付	市	住居確保給付金	家賃の一部又は全部を世帯の収入状況により給付支給額（上限）：世帯人数と世帯収入により単身者32,000円、2人世帯38,000円、3～6人世帯42,000円、6人世帯46,000円、7人世帯50,000円 支給期間：原則3か月、最長12か月 支給方法：大家・不動産屋など貸主の口座へ振り込み	住居を確保しつつ、就労による自立を支援する	個人	①収入：世帯の収入合計額が世帯人数別の基準額以内 ②資産：世帯の預貯金・現金等の合計が基準額以内 ③就労：月1回以上、自立相談支援機関の就労支援を受ける。（自分の間、活動報告書の提出で可）※自営業、フリーランス、学費や生活費を自分で賄っている学生も対象	福祉課	・9,016千円の予算計上に対し、3月末時点で7,120千円（78.97%）を執行	当初 824 充用 2,410 流用 △2,186 6月補正 109,704 3月補正 △101,736	9,016	7,120	78.97%	280	222	79.29%	・失業、減収により住居を喪失する恐れのある人に対して、52件の支給決定を行った。 累計支給月数は222か月	
3	給付	市	子育て世帯への臨時特別給付金	・支給を受けるにあたって申請は不要 ※ただし、公務員については、所属庁が支給対象者の証明をした上で、本人が市に申請が必要 ・支給額：児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円 ・支給方法：児童手当の指定口座へ振り込み ・支給時期：令和2年5月27日（水）～支給済 ※公務員分は、市へ申請後に随時支給～支給済 申請締切：令和2年10月30日（金）消印有効	子育て世帯の方々に	個人	0歳から中学生の児童手当支給対象児童（基準日：令和2年3月31日） ※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童 ※児童を養育している人の所得が限度額以上の特例給付対象児童は除く	こども課	・234,606千円の予算計上に対し、3月末時点で234,560千円（99.98%）を執行	当初 234,000 流用 606	234,606	234,560	99.98%	23,400	23,456	100.24%	・市で把握できるすべての支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給し、子育て世帯の生活を支援することができた。	・休校に伴い増加した支出に補填することができたとの声を聴いている。
4	給付	市	ひとり親家庭等支援給付金	・支給を受けるにあたって申請は不要 ・支給額：児童扶養手当1か月分（令和2年4月分の児童扶養手当支給額と同額） ・支給方法：児童扶養手当の指定口座へ振り込み ・支給日：令和2年6月12日（金）	ひとり親家庭等の方々に	個人	令和2年4月分の児童扶養手当受給者 ※全部支給停止の人は除く	こども課	・47,972千円の予算計上に対し、3月末時点で47,473千円（98.96%）を執行	当初 47,972	47,972	47,473	98.96%	1,200	1,166	97.17%	・すべての支給対象者に対して、支援給付金を支給することで、ひとり親家庭等の生活を支援することができた。	・収入の減少に伴い支出を削減していたが、生活費の足しにすることができたとの声を聴いている。
5	給付	市	ひとり親世帯臨時特別給付金	【基本給付①】 ・支給を受けるにあたって申請は不要 支給日：令和2年7月16日（木）～支給済 【基本給付②、③及び追加給付】 ・支給を受けるにあたって申請が必要 ・申請にあたっては、収入が減少したことがわかる資料（給与明細書など）等の提出が必要な場合があります。 ・支給日：令和2年8月20日（木）以降、審査後随時支給 ・申請受付期間： 令和2年8月3日（月）～令和3年2月28日（日） ・その他： 児童扶養手当受給されている人は、現況届の提出に併せて手続きをお願いします。	ひとり親家庭等の方々に	個人	【基本給付】 ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ※全部支給停止の人は除く ②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない人。ただし、児童扶養手当に係る支給限度額を下回る人に限る。令和2年6月に児童扶養手当の認定を受けていない方も支給要件に該当する人は申請が可能。 ③令和2年6月において児童扶養手当の認定を受けていない人で、申請時点において要件を満たし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人。 【追加給付】 ④上記①または②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人。 【再支給】 基本給付と同額を基本給付に合わせて再支給（申請不要）	こども課	・241,520千円の予算計上に対し、3月末時点で198,690千円（82.27%）を執行	当初 157,660 補正 83,860	241,520	198,690	82.27%	2,750	3,174	115.42%	・市で把握できるすべての支給対象者に対し個別に通知するとともに、把握できない対象者も含め申請の機会が得られるよう、広報、ホームページなどを通じ周知することで、申請につなげ、ひとり親家庭等の生活を支援を図っている。	・収入の減少に伴い支出を削減していたが、生活費の足しにすることができたとの声を聴いている。
6	給付	市	学業継続支援給付金	奨学金の給付又は貸与を受けている上越市出身又は上越市在住の大学生、専門学校生等に対し、一律5万円の学業継続支援給付金を支給する。 ・給付額：5万円（1回に限る）	アルバイト収入の減で学業継続が厳しい	個人	(1) 給付対象者 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学院に在籍している学生 (2) 給付要件 次のいずれにも該当すること ①奨学金の給付又は貸与を受けていること ②市内在住又は上越市出身であること (3) 申請方法 申請者が所定の様式を記入し、必要書類を添付し、郵送又は電子メールで提出	福祉課	・150,000千円の予算計上に対し、95,060千円を執行し完了	6月補正 150,000 3月補正 △54,950	95,050	95,050	100.00%	3,000	1,901	63.37%	・大学等への進学にあたり、奨学金を受給する必要がある家庭の経済状況であり、オンライン授業の準備等で追加費用が必要となる学生も多いことから、迅速に支給を行い、経済的負担の軽減を図った。 ・対象要件として「学費ローン」についての問合せもあるが、給付金の趣旨を説明し、理解を得ている。	・学生からは、入金確認後の感謝の言葉や、学業に励み将来上越市に貢献できる人間になりたい、県外在住の学生からは、帰省するのを楽しみに頑張っている等の声が寄せられている。

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状況	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)		執行状況(件数等)	(単位：件)		効果(数値)	効果(対象者の声など)	
											予算	執行状況		計画	執行状況			
											計	執行率(3/31時点)		計	執行率(3/31時点)			
7	給付	市、新潟県後期高齢者医療広域連合	傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度に加入する被用者が感染した場合に、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。 1日当たりの支給額：前月の継続した3か月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合がある。） 対象期間：令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で働くことができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月）	感染拡大防止及び休業補償	個人	国民健康保険の被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者のうち給与等を受け付けている人で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより3日間を超えて働くことができず、その期間に対する給与等の支払いを受けられない人	国保年金課	<国民健康保険> ・2,926千円の予算計上に対し、3月末時点で170千円(5.81%)を執行 <後期高齢者医療制度> ・新潟県後期高齢者医療広域連合では、県全体で100万円の予算計上に対し、3月末時点で執行なし	<国民健康保険> 4月30日専決 2,926	2,926	170	5.81%	<国民健康保険> ・8件の見込みに対し、3月末時点で2件執行 <後期高齢者医療制度> ・県全体で12人の見込みに対し、3月末時点で執行なし	8	2	25.00%	<国民健康保険> ・8件の見込みに対し、2件の支給決定を行った。 <後期高齢者医療制度> ・実績なし
8	給付	市	就学援助制度	経済的な理由によりお困りの小・中学生の保護者に対し、学用品費などを援助します。原則、前年所得額により判定を行います。新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情による家計急変でお困りの場合は、急変後の所得が要件を満たすことが確認されれば援助対象となります。 ・主な援助費目 学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、補助額(年額) ・小学校年額70,000円程度、中学校110,000円程度 ・支払 原則、年3回(毎学期末)に支払います。	就学援助	個人	・小学校、中学校に通学する児童生徒の保護者 ・令和2年度の市民税が世帯員全員非課税または減免の世帯 ・世帯員全員の住所が市の定める基準以下のご家庭 ・収入が突然断たれたため、生計維持が困難になったご家庭	学校教育課	・小学校就学援助費補助事業予算額91,878千円、うち3月31日現在執行額69,963千円 ・中学校就学援助費補助事業予算額88,188千円、うち3月31日現在執行額60,206千円	当初 180,066	180,066	130,169	72.29%	・申請件数：2,067件	1,676 ※認定見込	2,067	123.33%	・左記の内、新型コロナウイルス感染症の影響があるとの申し出は18件 ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してもらえたいとの声を聴いている。
9	助成	市	上越市新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査助成事業	介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人や、介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人が受けるPCR検査の費用を助成する。 【対象者】 次のいずれかに該当する人 ①介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人 ②介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人 【助成回数】 ①の助成対象者は助成期間内で1回 ②の助成対象者は回数制限なし 【助成額】 ①の助成対象者は検査費用の全額22,000円(自己負担なし) ②の助成対象者は検査費用の一部20,000円(自己負担額2,000円)。ただし、②の助成対象者のうち生活保護受給世帯の人は自己負担なし	感染拡大防止	個人	【対象者】 次のいずれかに該当する人 ①介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人 ②介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人	高齢者支援課 福祉課	・24,892千円の予算計上に対し、3月31日時点で730千円(2.93%)を執行	12月 24,892	24,892	730	2.93%	・1,227人の見込みにに対し、3月31日時点で67人分執行	1,227	67	5.46%	・3月31日時点で、①の利用者は50人、②の利用者は17人となっている。 ・利用者からの聞き取りにおいて、県外在住の親族等と会っても安心してサービスを利用でき、不安が和らいだとの声を聴いている。 ・介護保険施設の職員への聞き取りにおいて、市内の発生状況が落ち着いたことから利用する人が少ないのではないかと声を聴いている。
10	貸付	市	上越市奨学金	【募集】 経済的な理由により修学が困難な学生を対象に奨学金の貸付を行います。 募集期間を令和3年3月まで延長します。 ①高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者(修業年限が2年以上) 貸付額(月額)：15,000円 ②大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む)、専修学校の専門課程在学者(修業年限が2年以上) 貸付額(月額)：40,000円	アルバイト収入減等で学業継続が難しい	個人	・上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ・成績評定が一定以上の人(住民税所得割非課税世帯は除く) ・保護者等の所得が一定基準以下の人	学校教育課	・基金で運用	-	-	-	-	申込件数：1件 採用件数：1件	-	-	-	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に直接支援することができた。 ・アルバイト収入が減少した中、当面今の生活を維持することができるとの声を聴いている。
	貸付	市	上越市奨学金	【前倒し交付】 ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・既に4月(4月～6月分)の交付は終わっているため、残りの交付分を本人の申し出により下記の区分で交付する ①9か月分前倒し(7月～3月分) ②6か月分前倒し(7月～12月分) ③3か月分前倒し(7月～9月分)	アルバイト収入減等で学業継続が難しい	個人	奨学金貸付者	学校教育課	・基金で運用	-	-	-	-	令和2年度奨学金貸付者33人 申出件数：12件	-	-	-	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に直接支援することができた。 ・アルバイト収入が減少した中、当面今の生活を維持することができるとの声を聴いている。
	猶予	市	上越市奨学金	【返還猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。(最長で令和3年3月分まで猶予)	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者(返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	学校教育課	・基金で運用	-	-	-	-	令和2年度奨学金返還者78人 申出件数：1件 承認件数：1件	-	-	-	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に直接支援することができた。 ・猶予してもらえたことで心に余裕ができたとの声を聴いている。
11	貸付	市	上越学生奨学金	【前倒し交付】 ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・既に4月(4月～6月分)の交付は終わっているため、残りの交付分を本人の申し出により下記の区分で交付する ①9か月分前倒し(7月～3月分) ②6か月分前倒し(7月～12月分) ③3か月分前倒し(7月～9月分)	アルバイト収入減等で学業継続が難しい	個人	奨学金貸付者	教育総務課	・基金で運用(前倒し交付済み)	-	-	-	-	・申請件数：1件	-	-	-	・申請者の学業継続の支援につながった。
	猶予	市	上越学生奨学金	【返還猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。(最長で令和3年3月分まで猶予)	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者(返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	教育総務課	・予算措置なし	-	-	-	-	・申請件数：0件	-	-	-	・実績なし

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

№	区分	実施地	名称等	概要	実施目的 の状況	対象者 区分	対象者	市担当課	執行状況 (予算)	予算額の推移	(単位：千円)		執行状況 (件数等)	(単位：件)		効果 (数値)	効果 (対象者の声など)				
											予算 計	執行状況 執行額 (3/31時点)		執行率	計画 計			執行状況 執行件数 (3/31時点)	執行率		
12	猶予	市	上越市定住促進奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和3年3月分まで猶予）	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者（返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象）	企画政策課	・予算措置なし	—	—	—	・申請件数：0件	—	—	—	・実績なし				
13	減免	市	水道料金の減免	6月検針分以降4か月分の水道料金の基本料金を免除	厳しい経営状況におかれていた中小企業者等を支援	個人・事業者	新型コロナウイルス感染症対策として市が行っている緊急支援事業のうち、以下の助成金・給付金を受ける方 ①事業継続支援緊急助成金 ②住居確保給付金	ガス水道局総務課	・予算措置なし	—	—	—	申請数：926件 決定件数：886件 契約数：1,208件 減免総額：20,590,724円	0	886	—	・対象者を限定したことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に直接支援することができた。	・対応が早く助かった。 ・申請手続きが簡単でよかった。 ・水道料金の減免は助かる。			
14	減免	市	国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等が一定程度減少することが見込まれる場合、一定の要件のもと、対象世帯の国民健康保険税を減免する。 減免額：右欄対象者①の場合は全額、②の場合は保険料の一部を減免（世帯主の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年度の所得額や世帯主及び世帯の被保険者全員の令和元年度の合計所得金額から決定します。） 減免期間：令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限（年金天引きの場合は年金給付日）が設定されている国民健康保険税 また、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者医療広域連合においても同様の内容で実施 【還付方法】 令和元年度分は、歳出の還付金から支出する（歳出還付）。令和2年度分は、保険料を徴収しないか、歳入した保険料（料）を還付する（歳入還付）。	収入減で国民健康保険税が払えない	個人	国民健康保険の被保険者のうち次の要件のいずれかに該当する世帯 ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」といす）のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少するなど一定要件に該当する世帯の方（ただし、給与収入については、例年、解雇など事業主の都合により離職された方は、現行の非自営的失業者の保険料軽減制度の対象となる。）	国民年金課	<国民健康保険>（3月末時点） 令和元年度分 ・4,800千円の予算計上に対し、3,493千円（72.77%）を執行 【参考】令和2年度分 ・25,924千円を減免（既決予算で対応のため予算なし） <後期高齢者医療制度>（3月24日時点） 令和元年度分 ・県全体で35,000千円（当市は896千円を減免） 令和2年度分 ・県全体5,000千円（当市は112千円を減免） 令和元年度分 ・県全体30,000千円（当市は783千円を減免、既決予算で対応のため予算なし） <国民健康保険>（3月末時点） 令和元年度分 ・6月補正 280,000 ・3月補正 △275,200 令和2年度分 ・既決予算で対応のため予算なし <後期高齢者医療制度>（3月24日時点） 令和元年度分 ・県全体397件を見込む（当市は32件、実人数17人減免） 令和2年度分 ・県全体で397件を見込む（当市は17件減免）	4,800	3,493	72.77%	<国民健康保険>（3月末時点） 162件の見込みに対し、申請件数は119件、実人数112人 ・令和元年度分 112件減免 【参考】 ・令和2年度分 128件減免 <後期高齢者医療制度>（3月24日時点） 令和元年度分 ・県全体397件を見込む（当市は32件、実人数17人減免） 令和2年度分 ・県全体で397件を見込む（当市は17件減免）	162	112	69.14%	<国民健康保険>（3月末時点） 案件数 148件 減免額 30,343,500円 令和元年度分（歳出還付） ・申請件数 119件 ・減免決定 112件、審査中7件 減免額 4,419,200円（うち未収金等926,700円） 【参考】令和2年度分（減免） ・申請件数 136件 ・減免決定 129件、審査中 8件 減免額 25,924,300円 <後期高齢者医療制度>（3月末時点） 案件数 17件 減免額 894,600円 令和元年度分（歳出還付） ・申請件数 15件 ・減免決定 12件、審査中 3件 減免額 111,500円 令和2年度分（減免） ・申請件数 17件 ・減免決定 13件、審査中 4件 減免額 783,100円	—	—	—	<国民健康保険> ・複数の対象者から、収入が減少していたため減免が受けられてよかったとの声を聴いている。 <後期高齢者医療制度> ・特になし
15	減免	市	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により、同一世帯の生計中心者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が前年よりも30%以上減少が見込まれる場合は、減免額を死亡等の場合は全額、事業収入等の減少の場合は、減少する事業収入等の令和元年度の所得や合計所得金額から決定	事業収入等の減少で介護保険料を納付できない	個人	事業収入等の減少などで介護保険料を納付できない方	高齢者支援課	・予算額1,069千円（3月補正後、6月補正時は260,000千円）のうち、3月31日現在705千円（65.95%）を執行した。 ・6月補正 260,000千円 ・3月補正 △258,931千円 ・現計予算 1,069千円 ※令和元年度分保険料の減免による歳出還付分	1,069	705	65.95%	・歳出予算の対象となる令和元年度分（歳出還付分）については、3月31日時点で58人、705千円の減免決定を行った。 ※参考 ・令和2年度については、3月31日時点で68人、5,094千円の減免決定を行った。（減免により歳入減となる。歳出は影響なし）	85	58	68.24%	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少された方々の生活費の負担軽減を図ることができた。 ・令和元年度分（歳出還付分） ・減免決定：58人 ・減免決定額：705千円 ※参考 ・令和2年度分 ・減免決定：68人 ・減免決定額：5,094千円 （減免により歳入減となる。歳出は影響なし）	・特に営業収入の減少に伴う減免申請が多く、減免により生活費への負担が減り、助かったとの声を聴いている。			
16	猶予	市	納税猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除対象となる市税：令和3年2月1日までに納期限が到来するすべての市税 申請期限：各納期限の日	収入減で納税できない	個人・事業者	2つの要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わない） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少 ②一時に納税することが困難	収納課	・予算措置なし	—	—	—	申請件数：129件 申請金額：106,656千円 許可件数：129件 許可金額：106,656千円 ※計画欄には申請件数、執行状況欄は許可件数を入力している	129	129	100.00%	・新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難な納税者に対して、資金調達までの間、納税猶予の対応をすることで事業や生活を支援することができた。 ・最終的に申請があった納税者全てに対して、猶予を許可することができた。	・一度、相談のあった納税者には、納期が近付いた市税の猶予申請の案内を行うなどの丁寧な対応は好評であった。			
17	猶予	市	上越市徴収猶予の特例制度	国の特例制度終了に伴い、引き続き納税が困難な方を対象に既存の徴収猶予制度を活用した、市独自の運用基準による特例制度。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除対象となる市税：令和3年2月2日以降、令和4年3月31日までに納期限が到来するすべての市税 申請期限：各納期限の日	収入減で納税できない	個人・事業者	2つの要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わない） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が令和元年（平成31年）同期に比べて概ね20%以上減少 ②一時に納税することが困難	収納課	・予算措置なし	—	—	—	申請件数：11件 申請金額：15,127千円 許可件数：11件 許可金額：15,127千円 ※計画欄には申請件数、執行状況欄は許可件数を入力している	11	11	100.00%	・新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き市税の納付が困難な納税者に対して、資金調達までの間納税猶予の対応を継続することで、事業や生活を支援することができた。	・国の徴収猶予の特例制度を受けた方には、引き続き猶予申請の案内を行うなどの丁寧な対応が好評であった。			
18	猶予	市	介護保険料の徴収猶予	公的機関が実施する融資制度及び貸付事業を利用している方などに対する介護保険料の徴収猶予（最大6か月）	収入等の減少で介護保険料を一時に納付できない	個人	収入の減少で介護保険料を一時に納付することができない方	高齢者支援課	・予算措置なし	—	—	—	・申請なし	—	—	—	・申請なし				

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	予算 (単位:千円)		執行状況 (単位:千円)		執行状況(件数等)	計画 (単位:件)		効果(数値)	効果(対象者の声など)
											計	執行額(3/31時点)	執行率	計		執行件数(3/31時点)	執行率		
19	給付	市	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行支援事業	団体等が発行するプレミアム付商品券に対して30%を上乗せした上乗せ分を補助 補助額:参加店舗数に応じて260万円から1,260万円 事務費:上限100万円	消費喚起	事業者	団体等	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	・現計予算 286,527千円 補助金 278,527千円 委託料 8,000千円	6月補正 348,000 3月補正 △61,473 内訳 ・6月 補助金 340,000 委託料 8,000 ・3月 補助金 △61,473	286,527	281,011	98.07%	<補助金> 交付確定数:33件 交付確定額:275,246千円 <委託料> 執行額:5,766千円	40	33	82.50%	・プレミアム付商品券発行総額(33団体):1,087,280千円 ・延参加店舗数(33団体):約2,600店舗 ・一部発行団体や参加店舗から聞き取った中で「コロナ禍の中で売上を確保できた」や「プレミアム付商品券発行月の売上が過去最高となった」などの声を聞いている。	
20	給付	市	上越市事業者応援給付金	令和2年1月～12月のいずれかのひと月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者に給付金を給付する。 対象者・給付額: 20%以上50%未満減少している事業者 10万円 50%以上減少し、かつ、持続化給付金を受給している事業者 20万円 申請期限:令和3年2月26日 給付回数:一事業者につき1回	事業継続	事業者	次の全てに該当する中小企業等 ・市内に主たる事業所を有すること(個人事業主…現住所が市内でも可) ・継続して事業を行っていること ※性風俗特殊営業等一部対象外の業種あり	産業政策課	・現計予算 921,600千円 予算措置:748,800千円 流用対応:172,800千円	6月補正 300,000 7月臨時補正 448,800 流用 172,800	921,600	889,100	96.47%	・執行額:889,100千円 ・件数:4,755件	6,016	4,755	79.04%	・事業者4,755件に対し、889,100千円(執行率96.5%)を給付し、新型コロナウイルス感染症により売上が減少した事業者に対する支援を行うことができた。 ・売上が20～50%の減少は、持続化給付金の助成対象となっておらず、本件が受け取れてよかったとの声を聞いている。 ・申請手続きが簡便でよい。	
21	給付	市	上越市雇用調整助成金申請費補助金	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料の1/2(従業員20人以下の事業者は10/10)に相当する額 上限:10万円 申請期限:令和3年3月16日 補助回数:一事業者につき1回まで ※令和2年4月1日以後、最初の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)の申請について委託した委託料に限る。	雇用維持	事業者	市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類を社会保険労務士等に委託したもの	産業政策課	・現計予算 26,900千円	4月16日専決 30,000 3月補正 △3,100	26,900	26,865	99.87%	・執行額:26,865千円 ・件数:284件	300	284	94.67%	・申請が困難とされていた雇用調整助成金申請の書類簡素化前は週約20件、簡素化後(5月中旬)は週約105/19に簡略化するまでの間、雇用調整助成金の積極的な利用を後押しすることができた。 ・国が雇用調整助成金の申請手続を5/19に簡略化するまでの間、雇用調整助成金の積極的な利用を後押しすることができた。	
22	給付	市	上越市店舗等改修整備事業補助金(新型コロナウイルス対応型)	対象事業:新型コロナウイルスの感染予防を目的に、店舗の衛生環境の整備、換気の向上及び密閉や接触の回避に資する工事費 補助率:10/10 上限額:20万円 申請期限:令和2年12月28日 補助回数:一店舗につき1回まで	感染予防	事業者	小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、風来業で、申請時において店舗で現に営んでいる事業者 ※他に風営法による対象外、店舗の建築基準法、食品衛生法、消防法等への適合要件あり	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	・現計予算 135,331千円 補助金 132,527千円 人件費 2,804千円	7月臨時補正 306,804 3月補正 △272,104 流用 100,631 内訳 7月臨時補正 補助金 304,000 人件費 2,804 3月補正 補助金△272,104 流用 100,631	135,331	134,440	99.34%	交付確定数:742件 交付確定額:131,706千円	1,520	742	48.82%	・現在、改修工事による効果についてアンケート集計中。 ・受注業者に対する工事受注機会の創出効果については把握していない。 ・トイレ蓋の自動開閉により飛沫防止対策を講じることが出来た。 ・換気扇、網戸の設置により店舗内に外からの新鮮な空気を入れることが出来るようになった。 ・改修工事により、来店客が安全で安心して飲食やサービスを受けることが出来るようになり、客足回復の一助となっている。	
23	給付	市	信用保証協会保証料補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の信用保証料を全額補助	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	現計予算:283,934千円 予算措置:263,570千円 流用対応:20,364千円	4月16日専決 6,000 6月補正 7,570 7月臨時補正 250,000 3月 △203,934 流用 20,364	80,000	71,673	89.59%	・執行額:71,673千円 ・件数:110件	-	110		新型コロナウイルス感染症の影響により、県セーフティネット資金を利用した事業者110件に対し、71,673千円を補助することにより、資金繰りを支援することができた。	無利子無担保融資の限度額を超えた分の利用であるが、手厚い支援があり、ありがたい。
24	給付	市	利子補給補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の借入利子(1.0%、2年分の利子相当額)を一括補助 申請期限:融資実行日から30日以内	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	現計予算:110,600千円 予算措置:103,600千円 流用:2,000千円 予備費:5,000千円	6月補正 3,600 7月臨時補正 100,000 3月補正 △75,600 流用 2,000	30,000	15,694	52.31%	・執行額:15,694千円 ・件数:118件	-	118		新型コロナウイルス感染症の影響により、県セーフティネット資金を利用した事業者118件に対し、15,694千円を補助することにより、資金繰りを支援することができた。	無利子無担保融資の限度額を超えた分の利用であるが、手厚い支援があり、ありがたい。
25	給付	市	上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金	市内中小企業者が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等への取組を支援 ・対象経費:上記事業を始めるための初期費用(設備備品等購入費、車両費、外注費、専門家相談費、広報費等) ※4月1日以降に発生した経費を対象 ・補助率:4分の3(上限100万円) ・申請受付期間:8月上旬～12月28日	コロナ禍で新たな取組を行いたい市内中小企業者	事業者	小規模企業者を除く市内中小企業者	上越ものづくり振興センター	・予算額119,661千円に対し、115,823千円の手算を執行(執行率は96.8%)	7月臨時補正 200,000 3月補正 △80,339	119,661	115,823	96.79%	交付確定件数:141件 (事業継続56件、販路開拓43件、新商品・新サービス開発42件)	200	141	70.50%	補助金を活用した事業者の直接的な新規取組の促進はもとより、交付確定事業における補助対象経費が115,823千円にも上り、このうちの一部は市内事業者へ発注されていることから、地域経済への波及効果にも寄与している。 ・補助対象経費が幅広く、4月1日以降に遡っての申請も可能であることから、使い勝手がよいとの声を聞いている。 ・補助対象外となる小規模企業者からも問合せが多く寄せられているが、小規模事業者持続化補助金(国の補助金)を紹介することで、市内小規模企業者の新たな取組の増加にもつながっている。	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)		執行状況(件数等)	(単位：件)			効果(数値)	効果(対象者の声など)	
											予算	執行状況		計	執行件数	執行率			
26	給付	市	プレミアム付タクシー券発行事業補助金	タクシーの利用促進に向け、プレミアム付タクシー券の発行に対する支援を行う。 補助対象経費：プレミアム分相当額（上限3/10）、事務費 補助率：10/10 補助上限額： ・プレミアム分相当額…タクシー保有台数1台当たり100千円（保有台数が30台を超える場合は保有台数の8割に相当する台数） ・事務費 100千円	タクシーの利用促進	事業者	市内タクシー事業者	交通政策課	・17,120千円の予算計上に対し、3月31日時点で15,116千円(88.3%)を執行	6月補正 17,120	17,120	15,116	88.29%	・6件の見込みに対し、3月末時点で5件執行	6	5	83.33%	・プレミアム付タクシー券発行総額(5団体)：63,336千円 ・タクシー事業者からプレミアム付タクシー券発行後は、売上の減少幅が抑えられたとの声を聞いている。	
27	給付	市	上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により、利用が著しく減少している上越市内の宿泊事業者に対し支援する。 対象経費：宿泊料金の割引額（最大30%）の経費 補助率：10/10 上限額：最大1,600千円（宿泊定員に応じて上限額を設定）	宿泊客数の減少で経営が厳しい	事業者	市内宿泊事業者	観光交流推進課	現計予算：67,035千円 (補助金：57,950千円) (委託料：9,085千円) 【執行額】 補助金 48,602千円(83.9%) 委託料(6/3締結) 8,329千円 【補助金】 6月補正 96,035 流用(6月) △9,085 3月補正 △29,000 【委託料】 流用(6月) 9,085	【補助金】 6月補正 96,035 流用(6月) △9,085 3月補正 △29,000 【委託料】 流用(6月) 9,085	67,035	56,931	84.93%	申請件数：65件 交付確定額：48,602千円(83.9%) ※7月に宿泊事業者に対し相談会を実施 ※県内及び隣接県を中心に「上越市泊まって応援キャンペーン」の実施（新潟日報への広告掲載等）	90	65	72.22%	・6～3月宿泊泊人数：約26,400人泊（新潟県民：約10,800人（約4,400人が上越市民）、長野県民：2,800人） ※上記のいずれの数値も、交付申請済事業者63者からの報告より集計した速報値（R3年3月時点）	【対象者の声】 ・自社でも積極的なプロモーションを行っており、割引していることが決め手となって宿泊してもらえる客が多く、客が戻ってきていると実感している。 ・国のGoToトラベルはハードルが高くて利用できなかったが、市の事業は申請しやすく特に小さな旅館は助かっている。 【データ分析から】 ・夏の宿泊キャンペーンのPRを県内、長野県内を中心に実施してきたところ、左記の集計結果から8月末までの宿泊人数の増加から、ターゲットを絞ったPR効果があったと考える。
28	給付	市	事業継続支援緊急助成金	賃貸借契約に基づく賃借料（土地、建物、動産（車両、リース契約を含む）等）の3か月相当額 上限…常時使用する従業員（専従者を除く）が 5人以下 15万円 6人超 30万円 申請期限：令和2年6月30日 助成回数：一事業者につき1回まで	事業継続	事業者	市内中小企業等 ・市内に主たる事業所を有すること（個人事業主…現住所が市内でも可） ・継続して事業を行っていること ・令和2年2月から5月までのいずれかの月の売上額が前年同月比20%以上減少していること ただし、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法の「性風俗関連特殊営業」等を除く	産業政策課	・現計予算 409,824千円 予算措置：410,000千円 流用：△176千円 4月16日専決 260,000 6月補正 150,000 流用 △176	409,824	360,967	88.08%	2,037件	2,300	2,037	88.57%	・国の持続化給付金が給付されるまでのつなぎ支援として、固定費の支払のある事業者を支援する目的で事業を創設し、2,037件の事業者に対して、360,967千円を交付した。	・申請から支払いまでが早い。 ・家賃の支払いに窮していたため助かった。	
29	給付	市	上越市宿泊事業者プロモーション・プログラム開発事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ消費を取り戻し、観光客の誘客拡大と地域経済への波及効果を高めることを目的とした市内宿泊事業者等の取組を支援する。 補助対象経費：プロモーション又はプログラム開発に係る費用 補助率等：プロモーション 1/2（1事業者等あたり上限100千円）、プログラム開発 3/4（1事業者等あたり上限5,000千円）	観光客の誘客拡大と地域経済への波及効果を高める	事業者	市内宿泊事業者及び市内宿泊事業者の団体	観光交流推進課	現計予算：15,348千円 (補助金：15,000千円) (委託料：348千円) 【執行額】 補助金 14,282千円(95.2%) 委託料(6/3締結) 348千円(100%) 6月補正 15,348 委託料減額 ・当初：823 ・変更後：348 ・差額：△475 ※委託契約変更に伴う減額	【プロモーション事業】 件数：12件 金額：962千円 【プログラム開発事業】 件数：7件 金額：13,320千円 【合計】 件数：19件 金額：14,282千円	15,348	14,630	95.32%	【プロモーション事業】 ・既存のPR活動による効果を分離することができないため、宿泊客数増加、利用者数増加などの数値的効果は把握できない 【プログラム開発】 ・本補助金利用者からは、開発したプログラム利用者数などの提出は求めているが、順次、本補助金を開発したプログラムについてのヒアリングを実施している	61	19	31.15%	・予想を上回る反響。受付開始から冬季休業までの間、全ての金土が埋まるくらいの状況であった。 ・利用者はまだ少ないが、モニターツアーなど実施し、好評をいただいている。	
30	補助	市	【新型コロナウイルス対応】上越市農産物等販売促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、需要が低迷する上越市農産物等の販売を促進するとともに、新しい生活様式に対応した足腰の強い農林水産業を確立するため、上越産品に特化したインターネットショッピングモールを活用した販売拡大の取組を支援する。 ■対象経費 ・商品代金等の割引相当額（最大3割引まで設定可能） ・農業者等の入会金免除に伴う入会金相当額 ・広告宣伝費等 ■補助率 ・10/10（上限400万円） ※補助対象者が運営するインターネットショッピングモールに新規に入会する農業者等は、入会金無料となります（入会金無料は10月30日までの申込分が対象）。 ※対象となる上越産品に特化したインターネットショッピングモールは「上越特産市場」です。	売上が低迷する市内の農業者等	事業者	上越産品に特化したインターネットショッピングモールの市内運営事業者	農村振興課	・当初予算額4,000千円に対し、流用による予算増額（+1,478千円）の上、5,286千円の予算を執行（執行率は96.5%） 7月臨時補正 4,000 11月流用 1,478	5,478	5,286	96.50%	・補助金申請件数1件	1	1	100.00%	【出店者の声】 ・農業/出品商品「米」 「上越産品販売促進キャンペーン」で販売額は前年比50倍に増加。飲食店向けの米の販売は激減したが、キャンペーンの効果で飲食店減少分は全て上越特産市場で販売することができた。大変助かった。 ・本事業による上越産品に特化したインターネットショッピングモール「味噌製造業/出品商品「味噌」 「上越産品販売促進キャンペーン」の割引販売で県外の方々からご注文を頂き、参加して良かった。キャンペーンは消費者の購買意欲を高める効果が大きかったと感じている。		
31	軽減	市	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	○適用対象を拡充：事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価格の合計額が300万円以上の先着設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産が年平均1%以上向上する一定のもの ○特例：固定資産税をゼロ ○令和3年度及び令和4年度の固定資産税に適用（2年間延長） ※先端設備等導入計画に位置付けられたもの	中小事業者の負担軽減	事業者	新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人。資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。常時使用する従業員が1,000人以下の個人	税務課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—	—	令和3年度軽減額（見込額） 固定資産税 28,834千円		

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

№	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)		執行状況(件数等)	(単位：件)		効果(数値)	効果(対象者の声など)			
											予算	執行状況		計	執行状況					
												計			執行額(3/31時点)			執行率	計	執行件数(3/31時点)
32	軽減	市	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	○令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同時期と比べて減少している場合、以下に掲げるとおり軽減する。 ・30%以上50%未満減少している場合は、固定資産税を50% ・50%以上減少している場合は、固定資産税をゼロ ○償却資産と事業用家屋を対象とする。 ○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。 ○令和3年度の課税分に限定。	中小事業者の負担軽減	事業者	令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上が30%以上減少している中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員が1,000人以下の個人	税務課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—	—	—	・令和2年度の申告者(令和3年度固定資産税の軽減対象者)：795件	令和3年度軽減額(見込額) 固定資産税 411,032千円 都市計画税 46,603千円	・申告方法や制度内容についての問合せ120件
33	減免	市	路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様の支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用(テイクアウト販売やテラス)の占用許可基準を緩和する。 条件： ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等にご協力いただけること 占用料：免除 期 間：令和3年9月30日まで	飲食店等の方々に	事業者	地方公共団体又は関係団体による一括申請 ・地元関係者の協議会等、地方公共団体が支援する民間団体など(例：商店街組合、商工会など) ・個別店舗ごとの申請は対象外	道路課	・予算措置なし	—	—	—	申請件数：1件	0	1	—	—	・1件、テイクアウト販売の食事スペースとして市道新幹線駅西側21号線(桜の庭)にテラス席を設けるという申請があった。	・コロナ禍で消費が落ち込み中、道路占用許可の緩和はありがたい	
34	猶予	市	ガス・水道・下水道等料金の支払い猶予	4月、5月検針分の支払期限日を3か月延長、6月検針分を2か月延長、7月検針分を1か月延長 支払い猶予した月は、遅延加算額を免除	期限日までの支払いが困難	個人・事業者	【個人向け】 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受ける方 【事業者向け】 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方	ガス水道局 総務課	・予算措置なし	—	—	—	申出者：4件 猶予金額：2,272,523円	0	4	—	—	・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的にガス・水道・下水道等料金の支払いが困難な事情があるお客様に対し、資金調達までの間、支払猶予の対応ができた。	・資金繰りが厳しい中、助かった。	
35	猶予	市	下水道事業受益者負担金(分損金)の徴収猶予	令和2年度以降に納期限を迎える負担金(分損金)の全額の徴収を1年以内の期間猶予	納期限日までの支払いが困難	個人・事業者	・新型コロナウイルス感染症に関連して、市税等の猶予を受けている方 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受けている方 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方	生活排水対策課	・予算措置なし	—	—	—	申請件数：1件(個人) 猶予額：96千円	0	1	—	—	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に支援することができた。	・わずかな支援でも助かる。	
36	猶予	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	・4月、6月分の支払期限日を3か月延長 ・6月分を2か月延長 ・7月分を1か月延長	期限日までの支払いが困難	個人・事業者	【個人向け】 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受けている方 【事業者向け】 ・国、県及び本市等が実施する新型コロナウイルス感染症にかかわる特別貸付制度等を利用されている方	生活排水対策課	・予算措置なし	—	—	—	・申請なし	—	—	—	—	・実績なし		

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)			(単位：件)			効果(数値)	効果(対象者の声など)	
											予算	執行状況		執行状況(件数等)	計画	執行状況			
												計	執行額(3/31時点)			執行率			計
国・県等の支援策																			
37	給付	国	持続化給付金	給付額：前年の売上（事業収入）×（前年同月比60%以上月の売上×12か月） 上限：中小企業 200万円 個人事業主 100万円 申請期限：令和3年1月16日 給付回数：一事業者につき1回まで	事業継続	事業者	令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が前年同月比60%以上減少した中小企業、個人事業主 ただし、政治団体、宗教上の組織又は団体、風俗法の「性風俗関連特殊営業」等を除く	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・国事業のため効果は不明	
38	給付	国	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの 助成額：従業員を解雇しなければ9/10、一定の基準を満たせば全額 日額上限：16,000円 雇用保険の被保険者以外の従業員には、緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金と同一内容）あり 申請期限：令和3年4月30日 ※雇用保険、労働者災害補償保険に加入しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、ハローワークへ申請が可能。（証明書発行受付期間：厚生労働省の申請期限の概ね2週間前まで）	雇用維持	事業者	中小企業、個人事業主 農林漁業経営体	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・国事業のため効果は不明	
								農政課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	給付	国	京貸支援給付金	給付額：申請時の直近1か月における支払い賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍 上限：法人・600万円、個人事業主 300万円 申請期限：令和3年1月16日 給付回数：一事業者につき1回まで	事業継続	事業者	次の全てに該当する中小企業等 ・資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ・5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比△50%以上または、連続する3か月の合計で前年同期比△30%以上 ・自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・国事業のため効果は不明	
40	給付	国	小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等を世帯する保護者である労働者が、有給休暇を取得した際に、事業者が支払った賃金相当額を助成（上限16,000円/日） ※雇用保険、労働者災害補償保険に加入しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、学校等休業助成金・支援金受付センターへ申請が可能。（証明書発行受付期間：厚生労働省の申請期限の概ね2週間前まで）	事業継続 雇用継続	事業者	中小企業、個人事業主 農林漁業経営体	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・国事業のため効果は不明	
								農政課	・国事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	給付	国	高収益作物次期支援交付金	新型コロナウイルス感染症の発生により、売上が減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する ■支援内容 ①需要対応のための生産支援 ・支援品目：野菜（たまねぎ、みょうろ、わけぎ、パセリ、大葉、わさび）、花き、果樹（ゆず、すだち、かぼす、びわ、ブルーベリー）、茶 ・支援単価：10aあたり5万円（傾斜地、大田区以外は5.5万円） ※施設栽培で空調装置又はかん水装置がある施設 ・花き、大葉、わさび：10aあたり80万円 ・マンゴー、おうとう及びびんどう：10aあたり26万円 ②輸送出荷の取組 ・支援品目：花き、茶、施設野菜の大葉、わさび ・支援単価：取組を行った人数・日数に応じて、1人・1日当たり2,200円 ■申請期限：令和2年11月30日（月）	売上げが減少する等の影響を受けた生産者を支援	個人・事業者	新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶について、令和2年2月から4月の間に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できず、前年から売上げが減少していること等を確認できる書類を提出できる生産者	農政課	・予算措置なし	-	-	-	-	-	-	-	-	・実績なし	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

№	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)			(単位：件)			効果(数値)	効果(対象者の声など)	
											予算計	執行状況		執行状況(件数等)	計画計	執行状況			
												執行額(3/31時点)	執行率			執行件数(3/31時点)			執行率
42	助成	国	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の顧客を増やすための取り組み（販路開拓）を支援する。 【対象事業】 ①販路の開拓に向けたHP開設、チラシ作成・配布、店舗改装、新商品の開発など ②サプライチェーンの強靱への対応・非対面型ビジネスモデルへの転換・テレワーク環境の整備 ③新型コロナウイルス感染症からの事業の再開に必要な取り組み（コロナ対策としての換気設備改修、マスクや消毒、清掃、飛沫防止対策など） 【支給上限額・補助率】 ①一般型：50万円・2/3 ②コロナ特別対応型：100万円・2/3～3/4 ③事業再開型：50万円・10/10 ※①②のいずれかで申請。③は追加支援 【申請方法】 商工会又は商工会議所のサポートを受け申請書を提出 ※申請に当たっては、商工会又は商工会議所にお問合せください。	事業継続	事業者	小規模事業者等	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	・国事業のため執行状況は不明			
43	助成	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	活動の継続に向けた積極的取組等に必要経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。 【対象の取組】 (1) ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓 ②活動の継続・再開のための公演・制作、競技運営方法等の検討・準備・実施 ③雇用契約の明文化等の経営、ガバナンスの近代化 (①～③複数可) (2) (1)の取組と併せて行う、書種ごとの新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに即した取組 【支援額】 (1)の取組：100万円まで (2)の取組：50万円まで	事業継続	個人・事業者	文化芸術・スポーツ関係団体等（社団・財団法人（一般・公益）、任意団体、フリーランスの実業家や技術スタッフ等を含む）	文化振興課スポーツ推進課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	・交付件数：全国で約79,700件（申請件数約96,300件）	・公表されていないため不明	・問合せなし	
44	助成	国	文化芸術収益力強化事業	舞台芸術やメディア芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞環境確立などの収益力確保・強化の取組（例：動画等による公演等の収録・配信、舞台裏ツアーや役者との交流などの体験コンテンツ等）を支援する。 【支援額】 1事業につき、150～2,600万円	事業継続	事業者	中・大規模の文化芸術団体（分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、映画、メディア芸術） ※小規模団体も応募可	文化振興課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	・採択件数：全国で23件（応募件数：94件）	・公表されていないため不明	・問合せなし		
45	助成	国	コンテンツグローバル需要創出促進補助金	今後実施する無観客公演等のライブ公演の開催及び収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用を一部補助する。 【対象の事業】 国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用した動画を海外に発信する事業（音楽、演劇のほか、伝統芸能を含むコンテンツ全般） 【補助率】 1/2（1件につき5,000万円を上限） 【補助対象経費】 ・公演の出演料、制作費、会場費等 ・動画の制作費、海外配信費等	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2月1日以降の公演を延期・中止した法人（非営利法人も含む）	文化振興課	・予算消化率100%（交付決定額に基づき算出）	—	—	—	—	—	—	・国事業のため申請件数等は不明	・公表されていないため不明	・問合せなし	
46	貸付	国	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）【コロナ枠】	貸付上限：個人3億円、法人10億円 貸付期間：26年（償還10年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた認定農業者 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた認定農業者	農村振興課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	0	0	・相談件数：0件 ・貸付実行件数：0件 (R3.3.31日本政策金融公庫担当者確認)	・相談は現在入っていない。 (R3.3.31日本政策金融公庫担当者確認)	
47	貸付	国	農林漁業セーフティ資金【コロナ枠】	貸付上限：簿記記載を行っている場合は、年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額。それ以外の場合は1,200万円 貸付期間：16年（償還3年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた主要農業者等	農村振興課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	0	6	・相談件数：10件程度 ・貸付実行件数：6件（R3.4月実行分含む） (R3.3.31日本政策金融公庫担当者確認)	・10件程度の相談が来ており、貸付実行は6件。（R3.3.31日本政策金融公庫担当者確認）	
48	免除猶予	国	国民年金保険料の免除・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能。 受付開始日：令和2年5月1日 申請の対象となる期間：令和2年2月分から6月分まで（令和2年7月分以降は改めて申請が必要） 免除承認の所得基準：免除区分について以下の計算式で計算した金額以下であることが必要 全額免除（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円 3/4免除（78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等） 半額免除（118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等） 1/4免除（158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額）	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	以下の2点をいずれも満たした方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	国民年金課	・日本年金機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	0	66	・3月末時点で66件申請受付	・日本年金機構が実施している事業であるため、効果は不明	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状況	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	予算額の推移	（単位：千円）			執行状況（件数等）	（単位：件）			効果（数値）	効果（対象者の声など）	
											予算	執行状況			計画	執行状況				
												計	執行額（3/31時点）			執行率	計			執行件数（3/31時点）
49	養子	国	国民年金保険料学生納付特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能。 対象：学生（大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校在学する学生等） 受付開始日：令和2年5月1日 申請の対象となる期間：令和元年分（令和2年2月分から令和2年3月分まで）、令和2年度分（令和2年4月分から令和3年3月分まで） 承認の所得基準：所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除額等	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	以下の2点をいずれも満たした方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	国保年金課	・日本年金機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・実績なし	
50	控除	国	住宅借入金等特別控除	新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限要件等が遅れた場合でも、一定の要件を満たせば、住宅ローン減税の控除期間が10年から13年に延長できる特別措置	住宅ローン減税	個人	次に掲げる要件を満たす人 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと。 ・一定の期間（新築の場合は令和2年9月末、それ以外の場合は令和2年11月末）までに新築した住宅等に係る契約を行っていること。 ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること。	税務課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・住宅借入金等特別控除の初年度（令和2年分）の受付は税務署が行うことから、把握は困難	・件数の把握が出来ないことから効果不明
51	控除	国	チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする税制改正	スポーツイベント等が中止等されてしまった時に、そのチケットの払戻しを受けないことを選択された方について、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる。 ■スポーツ庁ホームページ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mca_tetop01/11st/detail/jsa_00002.html	寄付金控除	個人	対象イベント ①文化芸術又はスポーツに関するものであること ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること（広く一般にチケット等が販売されており、匿名以上の参加が想定されていたものを指します） ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること ⑥⑤の場合に払戻しがされたもしくははされる予定であること ※寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベント	スポーツ推進課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・国事業のため執行状況は不明	・寄付金控除実績は公表されていないため不明
52	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 県民宿泊割引キャンペーン【第二弾】	県民を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施 ・宿泊対象期間：令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ・割引内容：県内宿泊施設での宿泊に対し、次のとおり割引を実施。 1人当たり1万円以上の宿泊：5千円 " 6千円以上1万円未満の宿泊：3千円 6千円未満：対象外 ・運営事務局：JATA（日本旅行業協会）新潟県地区委員会TEL025-364-1791、ANTA（新潟県旅行業協会）TEL025-243-6000 ・利用方法：運営事務局に問合せいただくか、各事務局のホームページより旅行会社を連絡の上、申込みください。	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内在住者	観光交流推進課	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・県事業のため執行状況は不明	・県事業のため効果は不明
53	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 交通付き日帰り旅行商品の割引支援	県内観光施設等を日帰りで訪れる旅行商品の割引を実施 ・対象期間：令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ・割引内容：県内を周遊する交通付き日帰り旅行商品の利用に対し、1人当たり次の金額をキャッシュバック 販売価格6千円以上：3千円 販売価格4千円以上：2千円 販売価格4千円未満：対象外 ・運営事務局：JATA（日本旅行業協会）新潟県地区委員会TEL025-364-1791 ・利用方法：運営事務局に問合せください。	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内外問わず利用可	観光交流推進課	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・県事業のため執行状況は不明	・県事業のため効果は不明
54	給付	県	「つなぐ、にいがた。」観光キャンペーン 着地型旅行商品の割引支援	体験型商品販売サイトで県内の着地型旅行商品を予約する際に利用できるクーポンを発行 ・対象期間：令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ・割引内容：1人当たり販売価格2千円以上で千円の割引 ・運営事務局：アソビュー株式会社、株式会社リクルートライフスタイル ・利用方法：運営事務局に問合せください。	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内外問わず利用可	観光交流推進課	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・県事業のため執行状況は不明	・県事業のため効果は不明

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	予算額の推移	（単位：千円）		執行状況（件数等）	（単位：件）		効果（数値）	効果（対象者の声など）
											予算	執行状況		計画	執行状況		
											計	執行額 (3/31時点)		計	執行件数 (3/31時点)		
55	給付	県	新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（医療分）	感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない診療確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション、助産所に対して、感染拡大防止対策等に要する費用を支援。 基準額：病院 200万円＋6万円×病床数 有床診療所（医科・歯科）200万円 無床診療所（医科・歯科）100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円 申請期限：令和3年2月28日	事業継続	事業者	県内全ての医療機関（病院、医科診療所、歯科診療所）、薬局、訪問看護ステーション及び助産所	地域医療推進室	・一般会計診療所4,848千円の予算計上に対し、4,848千円（100%）を執行 ・特別会計診療所4,000千円の予算計上に対し、4,000千円（100%）を執行	7月臨時補正 一般会計 4,848 特別会計 4,000	8,848	8,848	100.00%	9	9	100.00%	・一般会計及び特別会計診療所 手洗器自動水栓取替修繕、サーモグラフィ機器の導入、消毒用アルコール、マスク等の必要物品を配置した。 ・当初計画のとおり、一般会計診療所、特別会計診療所、計9か所で感染拡大防止対策を行い、補助金の交付を受けた。
56	給付	県	新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（医療分）	新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関して、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を支給 一人当たり支給額：5万円～20万円 申請期限：令和3年2月28日	事業継続	事業者	令和2年2月29日から令和2年6月30日までの間に10日以上医療機関等に勤務し、患者との接触を伴い、かつ継続して提供が必要な業務に従事した職員	地域医療推進室	・一般会計診療所1,700千円の予算計上に対し、1,300千円（76%）を執行 ・特別会計診療所1,500千円の予算計上に対し、1,350千円（90%）を執行 ・病院事業会計 66,800千円の予算計上に対し、64,314千円申請済み。指定管理者である上越市地域医療機構が12月中に職員等へ支給	9月補正 一般会計 1,700 特別会計 1,500 病院事業会計 66,800	70,000	66,964	95.66%	398	375	94.22%	・他医療機関等での申請により、申請件数は一般会計診療所で当初見込みより8人減、特別会計診療所で3人減となった。 ・上越地域医療センター病院は当初計画から12人減となった。
57	給付	県	新潟県新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（介護分）	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に慰労金を支給 一人当たり支給額：20万円 または 5万円 ※感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者や接する職員は20万円 ※上記以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員は5万円	雇用維持	事業者	令和2年2月29日から6月30日までの間に介護サービス事業所・施設等に勤務10日以上勤務し、利用者や接する職員 ※複数数の事業所に勤務した場合は、勤務日数を合算して計算 ※申請・支給は、退職された方も含め、原則として、勤務又は勤務していた施設・事業所を通じての申請となる	高齢者支援課	・50,000円×3人＝150,000円を予算計上し、12月18日に全額執行済み。 ・県予算額 ・県事業のため執行状況は不明	9月補正 150	150	150	100.00%	3	3	100.00%	・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。 ・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。
58	給付	県	新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（障害分野）	障害福祉サービス施設・事業所に勤務する職員に慰労金を支給 一人当たり支給額：20万円 または 5万円 ※複数数の事業所に勤務した場合は、勤務日数を合算して計算	雇用維持	事業者	令和2年2月29日から6月30日までの間に障害福祉サービス施設・事業所に勤務10日以上勤務し、利用者や接する職員 ※申請・支給は、退職された方も含め、原則事業所経由となる。	福祉課	・県事業のため執行状況は不明								・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。 ・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。
59	給付	県	新型コロナウイルス感染症拡大防止協働金	10万円を支給	事業継続	事業者	県による休業要請期間中に、県の要請に応じ休業などを行った中小企業、個人事業主	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明								・公表されていないため不明
60	給付	県	「つなぐ、いがた。」県民宿泊キャンペーン	県民を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施 ・宿泊対象期間：令和2年6月1日（月）～7月31日（金） ・割引内容：県内宿泊施設で1人当たり10,000円以上の宿泊に対し、最大5,000円の割引（※事業者のシステムにより異なる。） ・申込サイト：じゃらんnet、楽天トラベル https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankokikaku/13569036762687.html (6/4から拡充) ・運営事務局：JATA（日本旅行業協会）新潟県地区委員会TEL025-364-1791、ANTA（新潟県旅行業協会）TEL025-243-6080 ・利用方法：運営事務局に問合せいただくか、各事務所のホームページより旅行会社を確認の上、申込みください。	県内での観光需要の喚起	個人	申込対象者：県内在住者	観光交流推進課	・県事業のため執行状況は不明								・県事業のため効果は不明
61	給付	県	新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金（三密対策支援金）	新しい生活様式を速やかに前渡し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、県内事業者が取組む設備整備等の感染防止対策を支援する。 対象経費： 令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染症予防に必要な衛生設備の購入や衛生用品の購入等に関する経費 支給額：5万円（下限）～20万円（上限） 補助率：10/10 申請期間：令和2年8月30日（火）～令和2年7月31日（金） 助成回数：1事業者（法人・個人事業主等）として1回のみ	感染予防	事業者	県内に主たる事業者又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主であり、県民に直接サービスを提供する施設を有する下記業種の事業者（社団法人、財団法人、NPO法人等含む） 飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業（集会場）	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	・現計予算：2,500,000千円 ※予算は申請額ベース。詳細な現計予算額は聴取できません。						0	14,000	・県事業のため効果は不明

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	予算額の推移	(単位：千円)		執行状況(件数等)	(単位：件)		効果(数値)	効果(対象者の声など)		
											予算計	執行状況(3/31時点)		執行率	計画計			執行状況(3/31時点)	執行率
62	助成	県	新潟県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(介護分)	①感染症対策の支援 感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な増し経費を支援 助成上限額：サービス類型ごとに設定 ②介護サービス再開に向けた支援 (ア)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円 (イ)在宅サービス事業所における環境整備への助成 助成上限額：20万円	事業継続	事業者	①令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設 ②(ア)令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所 (イ)令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所	高齢者支援課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。 ・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。		
63	助成	県	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分野)	①感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要な経費を支援 上限：サービス毎に設定あり ②サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援 (ア)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成 上限：1利用者あたり1,500円～2,500円 (イ)在宅サービス事業所における環境整備への助成 上限：20万円	事業継続	事業者	①令和2年4月以降に感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な増し経費が発生した施設・事業所 ②(ア)令和2年4月以降にサービス利用中止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所 (イ)令和2年4月以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所	福祉課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。 ・県では現時点における事業の効果などについては把握していない。		
64	貸付	県	農業近代化資金【コロナ枠】	貸付上限：個人1,800万円、法人2億円 貸付期間：7～20年(借入2～7年)以内 貸付利率：当初6年間実質無利子(6年目以降は所定の金利)	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じていること等を融資機関で確認できた主業農業者等 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた主業農業者等	農村振興課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	0	0	0	0	・相談件数：月5.6件 ・貸付実行件数：0件 (R3.3.31県経営普及課担当者確認)	・月に5.6件の相談は経営普及課にきているが、貸付実行には至っていない。(R3.3.31県経営普及課担当者確認)	
65	貸付	県	新潟県セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対策特別融資)	上限6千万円、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	中小企業、個人事業主	産業政策課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・県事業のため効果は不明		
66	貸付	県	新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	上限4千万円、3年間実質無利子・保証料ゼロ、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	中小企業、個人事業主	産業政策課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・県事業のため効果は不明		
67	寄付	県	にいがた結(むすぶ)プロジェクト	クラウドファンディング活用による支援 ■旅館・ホテルの支援 ・クラウドファンディング期間：令和2年5月27日(水曜日)～6月19日(金曜日) 苦境の中で頑張っている新潟のお宿を応援しよう！「にいがた結(むすぶ)プロジェクト」県内宿泊施設支援！ クラウドファンディングサービス「にいがた いっぱい」を通じて、登録いただいた宿泊施設への支援を募り、支援金を各施設に届ける。 https://n-ippo.jp/project/detail/635 ・1日5,000円(1支援者あたり何口でも、何施設でも支援可能) ・支援者には支援額と同額の宿泊利用券(Eチケット)をお返し ・利用券の有効期間は令和2年8月1日(土)～令和3年7月31日(土)までの1年間	事業継続	事業者	プロジェクトに参画している宿泊事業者	観光交流推進課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・県事業のため効果は不明	
68	寄付	県	にいがた結(むすぶ)プロジェクト	クラウドファンディング活用による支援 ■文化・スポーツの支援<スポーツ> ・事業者募集：令和2年5月16日(金曜日)～5月29日(金曜日) ・クラウドファンディング期間：6月5日(金曜日)～6月30日(火曜日) 「にいがた結(むすぶ)プロジェクト」県では、関係機関・団体と連携の上、厳しい環境におかれている事業者、医療従事者、児童・生徒等と、県民の応援する気持ちを「結ぶ」仕組みを構築し、オール新潟で「にいがた結(むすぶ)プロジェクト」を展開している。 https://www.pref.niigata.lg.jp/soc/seisaku/musubuproject.html ※上記クラウドファンディングのほか、つぎの取組も行われている。 ・新型コロナウイルス感染症対策応援基金(仮称)の募金 ・ブルーキャンペーン	事業継続	個人・事業者	【文化の支援】 県内で活動する文化団体及び個人、県内の文化財	文化振興課	・県事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	クラウドファンディング活用事業(文化団体等、全県) 【クラウドファンディング】886口、4,046千円 【口座振込等】1,663千円 【企業協賛・寄附】2,900千円 【合計】8,609千円 ・公表されていないため不明 ・問合せなし	・7月8日新潟県報道資料 クラウドファンディング活用事業 スポーツ団体 6,925千円 ・問合せなし

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の効果と進捗状況（令和2年度分） 3月31日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	予算額の推移	（単位：千円）		執行状況（件数等）	（単位：件）		効果（数値）	効果（対象者の声など）	
											予算計	執行額（3/31時点）		執行率	執行率			
69	貸付	社会福祉協議会労働金庫	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 10万円以内（※学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内） ・据置期間 1年以内 ・償還期間 2年以内 ・貸付利率 無利子	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	福祉課	・県社協事業のため、執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・新型コロナウイルスの影響により一時的に収入が減少した際の緊急的な資金貸付として利用されている。	
70	貸付	社会福祉協議会労働金庫	総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期間 10年以内 ・貸付利率 無利子	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	福祉課	・県社協事業のため、執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	・緊急小口資金貸付では凌ぎきれない場合の受け皿としての効果が期待され、今後申請の増加が見込まれる。	
71	給付	日本学生支援機構	日本学生支援機構奨学金	家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象となる。 【給付奨学金】 支給月額 9,800円～75,800円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。 【貸与奨学金】 支給月額 20,000円～64,000円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。 詳しくは日本学生支援機構ホームページで確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html 進学資金シミュレーター https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/s hogakukin-simulator.html	修学支援	個人	・短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在学中の人 ・学力基準、家計基準あり	学校教育課	・日本学生支援機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	・日本学生支援機構が実施している事業であるため、効果は不明
72	貸付	(独)福祉医療機構	福祉貸付	新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した福祉事業者の資金繰りについて、無利子・無担保等の優遇融資を実施 ・実施主体 独立行政法人 福祉医療機構 ・優遇融資の内容 カッコ内は通常融資 融資率：100%（70～80%） 限度額：なし、無担保は5,000万円（なし） 貸付利率：3000万円までは当初5年間無利子（0.801%） 償還期間：15年以内（1～3年） 据置期間：6年以内（6か月以内）	事業継続	事業者	貸付を希望する福祉事業者	福祉課	・(独)福祉医療機構が実施する事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	-	-	-	-	(独)福祉医療機構が実施する事業のため効果などについては不明
73	貸付	JA	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	貸付上限：2,000万円 貸付期間：10年（前置2年）以内 貸付利率：当初6年間実質無利子（6年目以降は年1.4%）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に被害を受けた農業者	農村振興課	・他団体事業のため執行状況は不明	-	-	-	-	0	2	-	-	・相談件数（市内）：4件 ・貸付実行件数（市内）：2件 ・貸付実行件数（県内）：48件（R3.3.31えちご上越融資課担当者確認） ・当初、R3.3.31までを取扱期間としていたが、1年間延長となった。 ・取扱限度額はR2年度を含め5億円 ・市内の貸付実行件数は2件である。県内では48件となっている。（R3.3.31えちご上越融資課担当者確認）

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況 (予算)	(単位：千円)		執行状況 (件数等)	(単位：件)		対応・反応等		
										予算計	執行状況		計画計	執行状況			
											執行額			執行率		執行件数	執行率
市の支援策																	
1	給付	市	住居確保給付金	家賃の一部又は全部を世帯の収入状況により給付支給額（上限）：世帯人数と世帯収入により単身者32,000円、2人世帯38,000円、3～5人世帯42,000円、6人世帯45,000円、7人世帯50,000円 支給期間：原則3か月、最長9か月 支給方法：大家・不動産屋など貸主の口座へ振込み ※以前、給付を受けた方に対する再支給（3か月間）の申請期間は令和3年6月末まで	住居を確保しつつ、就労による自立を支援する	個人	離職・廃業、やむを得ない休業・勤務時間の減等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失するおそれのある人で次の①～③に該当する人 ①収入：世帯の収入合計額が世帯人数別の基準額以内 ②資産：世帯の預貯金・現金等の合計が基準額以内 ③就労：月1回以上、自立相談支援機関の就労支援を受ける等、受給者の状況に応じた求職活動要件あり ※自営業、フリーランス、学費や生活費を自分で賄っている学生も対象	福祉課	・479件分、15,909千円を予算計上済み	15,909	0.00%	479	0.00%	・市HPにより周知 ・申請：2件			
2	給付	市	住宅リフォーム促進事業補助金	市内経済の活性化と居住環境の向上を図るため、住宅のリフォーム工事を行う場合に、補助上限額の引上げ等の見直しを行った上で、工事に係る経費の一部を補助する。	事業継続居住環境向上	個人	市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人、または定住を目的に空き住宅をリフォームする個人で、補助事業実績報告書の提出期限までにリフォームを完了した空き住宅に住民票を移すことができる人	建築住宅課	【前期】 (受付)4月14日(水)～5月19日(水) (交付決定)6月中旬 【後期】 (受付)9月15日(水)～10月11日(月) (交付決定)11月中旬	100,000	0.00%	—	—	—	初日の受付件数は近年で最も多い34件 (H29 24件、H30 12件、R1 32件、R2 28件)		
3	給付	市	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、所得の少ない子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。※ひとり親世帯以外の所得の少ない子育て世帯への給付については、現在、国が制度設計を行っており、7月以降の給付になる見込み。	生活資金の支給	個人	所得の少ない子育て世帯	子ども課	4月13日専決 255,077千円	255,077	0.00%	4,920	—	—	ひとり親世帯 ・児童扶養手当受給者 4月27日(火)支払予定 1,127世帯 1,671人 83,550,000円		
4	給付	市	傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険に加入する被用者が感染した場合に、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。 1日当たりの支給額：直近の継続した3か月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合がある。） 対象期間：令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間で働くことができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月）	感染拡大防止及び休業補償	個人	国民健康保険の被保険者のうち給与等の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより3日間を超えて働くことができず、その期間に対する給与等の支払いを受けられない人	国保年金課	・予備費の充用を行い80千円を予算計上	80	0.00%	—	—	—	・4月13日に1件申請あり 審査中		

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			（単位：件）			対応・反応等	
										予算計	執行状況		執行状況（件数等）	計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数		執行率
5	給付	市	就学援助制度	<p>経済的な理由によりお困りの小・中学生の保護者に対し、学用品費などを援助します。原則、前年所得額により判定を行います。新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情による家計急変でお困りの場合は、急変後の所得が要件を満たすことが確認されれば援助対象となります。</p> <p>・主な援助費目 学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代</p> <p>・援助額（年額） 小学校年額70,000円程度、中学校110,000円程度</p> <p>・支払 原則、年3回（毎学期末）に支払います。</p>	就学援助	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校に通学する児童生徒の保護者 ・令和3年度の市民税が世帯員全員非課税または減免の世帯 ・世帯員全員の総所得額が市の定める基準以下のご家庭 ・収入が突然断たれたため、生計維持が困難になったご家庭 	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学援助費補助事業予算額88,046千円 ・中学校就学援助費補助事業予算額86,333千円 	174,379		0.00%					
6	助成	市	上越市新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査助成事業	<p>介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人や、介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人が受けるPCR検査の費用を助成する。</p> <p>【対象者】 次のいずれかに該当する人 ①介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人 ②介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人</p> <p>【助成回数】 ①の助成対象者は助成期間内で1回 ②の助成対象者は回数制限なし</p> <p>【助成額】 ①の助成対象者は検査費用の全額22,000円（自己負担なし） ②の助成対象者は検査費用の一部20,000円（自己負担額2,000円）。ただし、②の助成対象者のうち生活保護受給世帯の人は自己負担なし</p>	感染拡大防止	個人	<p>次のいずれかに該当する人 ①介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人 ②介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人</p>	高齢者支援課 福祉課		12,190		0.00%	575		0.00%	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月24日付で、介護保険・障害福祉サービス運営法人及び居宅介護支援事業所宛に事業の実施について周知した。 	
7	貸付	市	上越市奨学金	<p>【募集】 経済的な理由により修学が困難な学生を対象に奨学金の貸付を行います。 令和4年3月まで随時、受付を行います。 ①高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程在学者（修業年限が2年以上） 貸付額（月額）：15,000円 ②大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む）、専修学校の専門課程在学者（修業年限が2年以上） 貸付額（月額）：40,000円</p>	アルバイト収入減等で学業継続が厳しい	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市に保護者等が居住する世帯の学生又は生徒 ・成績評定が一定以上の人（住民税所得割非課税世帯は除く） ・保護者等の所得が一定基準以下の人 	学校教育課	・基金で運用								
8	貸付	市	上越市奨学金	<p>【前倒し交付】 ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・本人の申し出により下記の区分で交付する ①9か月分前倒し（7月～3月分） ②6か月分前倒し（7月～12月分） ③3か月分前倒し（7月～9月分）</p>	アルバイト収入減等で学業継続が厳しい	個人	奨学金貸付者	学校教育課	・基金で運用								

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			（単位：件）			対応・反応等	
										予算計	執行状況		執行状況（件数等）	計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数		執行率
9	貸付	市	上越学生寮奨学金	<p>【前倒し交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常4月、7月、10月、1月の4回に分けて12か月分を交付する奨学金を前倒して交付する ・本人の申し出により下記の区分で交付する <ul style="list-style-type: none"> ①9か月分前倒し（7月～3月分） ②6か月分前倒し（7月～12月分） ③3か月分前倒し（7月～9月分） 	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	個人	奨学金貸付者	教育総務課	・基金で運用（前倒し交付済み）	—	—	—	・申請件数：1件	0	1		
10	減免	市	国民健康保険税の減免 【6月議会に条例改正を上程予定】	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等が一定程度減少することが見込まれる場合、一定の要件のもと、対象世帯の国民健康保険税を減免する。</p> <p>減免額：右欄対象者①の場合は全額、②の場合は保険税の一部を減免（世帯主の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和2年の所得額や世帯主及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額から決定します。）</p> <p>減免期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限（年金天引きの場合は年金給付日）が設定されている国民健康保険税</p> <p>【還付方法】 令和3年度分の保険税を徴収しないか、歳入した保険税を還付する（歳入還付）。</p>	収入減で国民健康保険税が払えない	個人	国民健康保険の被保険者のうち次の要件のいずれかに該当する世帯 ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」）のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少するなど一定要件に該当する世帯の方（ただし、給与収入について、倒産、解雇など事業主の都合により離職された方は、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる。）	国保年金課	・歳入還付のため、歳出予算の計上はない	—	—	—	—	—	—		
11	減免	市	介護保険料の減免 【6月議会に条例改正を上程予定】	<p>新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が前年よりも30%以上減少することが見込まれる場合の介護保険料を減免</p> <p>減免額は死亡等の場合は全額、事業収入等の減少の場合は、減少する事業収入等の前年の所得や合計所得金額から決定</p>	事業収入等の減少で介護保険料を納付できない	個人	事業収入等の減少などで介護保険料を納付することができない方	高齢者支援課	・令和3年度分保険料の減免であり、歳出の予算措置なし	—	—	—	—	—	—		
12	猶予	市	上越市奨学金	<p>【返還猶予】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和4年3月分まで猶予）</p>	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者（返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象）	学校教育課	・基金で運用	—	—	—	—	—	—		

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	(単位：千円)			執行状況(件数等)	(単位：件)			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
13	猶予	市	上越学生寮奨学金	【返還猶予】 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和4年3月分まで猶予）	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者 (返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	教育総務課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—		
14	猶予	市	上越市定住促進奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期と比べて概ね20%以上収入の減少があった場合に奨学金の返還を猶予する。（最長で令和4年3月分まで猶予）	収入の減少により奨学金の返還が困難	個人	奨学金返還者 (返還者本人のほか、連帯保証人、返還者または連帯保証人の世帯員も対象)	企画政策課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—	4月8日に対象者へ事業実施について周知した。	
15	猶予	市	介護保険料の徴収猶予	公的機関が実施する融資制度及び貸付事業を利用している方など、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時に納付することが困難な方に対する介護保険料の徴収猶予（最大6か月）	収入等の減少で介護保険料を一時に納付できない	個人	収入の減少で介護保険料を一時に納付することができない方	高齢者支援課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—		
16	給付	市	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行支援事業	商工団体等が発行するプレミアム付商品券に対して30%を上限とした上乗せ分を補助 補助額：参加店舗数に応じて250万円から1,250万円 事務費：上限100万円 申請期間：3月3日～10月29日 予算に達し次第、受付終了	消費喚起	事業者 団体等		産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	・297,500千円の予算計上に対し、4月16日時点で17,719千円	297,500	17,719	5.96%	申請件数：11件 申請額：78,188千円 交付決定数：3件 交付決定額：17,719千円	0	3	・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供	
17	給付	市	事業者経営支援金	売上減少率、売上規模に応じて、最大100万円を給付 申請期間：3月3日～7月30日 給付回数：1事業者につき1回まで	事業継続	事業者	市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等	産業政策課	・令和3年3月340,000千円の予算計上に対し、4月16日時点で、59,446千円	340,000	59,446	17.48%	・4月16日時点で237件執行	0	237	・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供 ・4月8日FM-J「広報Jステーション」にてPR ・4月9日、4月15日プレスリリース ・4月12日LINE発信 ・414件の照会、相談を受けている。	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	(単位：千円)			執行状況（件数等）	(単位：件)			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
18	給付	市	雇用調整助成金申請費補助金	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料の2分の1に相当する額 上限：10万円 申請期限：6月30日 補助回数：1事業者につき1回まで 令和2年4月1日以後、最初の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給について委託した委託料に限る。	雇用維持	事業者	市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等で、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託したもの	産業政策課	・2,400千円の予算計上に対し、4月16日時点で100千円執行	2,400	100	4.17%	・4月16日時点で1件執行	0	1	・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供 ・受付：1件、執行：1件	
19	給付	市	地域経済活性化店舗等改装促進事業補助金（新型コロナウイルス対応型）	対象事業：新型コロナウイルスの感染予防を目的に、店舗の衛生環境の整備、換気の向上及び密集や接触の回避に資する工事費 補助率：10/10 上限額：20万円 申請期間：3月3日～7月30日 予算に達し次第、受付終了 補助回数：一店舗につき1回まで	感染予防	事業者	小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、卸売業、不動産業、物品賃貸業、学習支援業で、申請時において店舗で現に営んでいる事業者 ※他に風営法による対象外、店舗の建築基準法、食品衛生法、消防法等への適合要件あり	産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室	・126,400千円の予算計上に対し、4月16日時点で14,210千円	126,400	14,210	11.24%	申請件数：133件 申請額：24,976千円 交付決定数：74件 交付決定額：14,210千円	0	74	・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供 ・233件の照会、相談を受けている。 ・4月12日 LINE発信 ・4月15日 プレスリリース	
20	給付	市	信用保証協会保証料補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の信用保証料を全額補助	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	・52,500千円の予算計上に対し、4月16日時点で執行なし	52,500		0.00%				・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供	
21	給付	市	利子補給補助金	新潟県セーフティネット資金等制度融資を利用する際の借入利子（1.0%、2年分の利子相当額）を一括補助 申請期限：融資実行日から30日以内	事業継続	事業者	市内中小企業、個人事業主	産業政策課	・47,600千円の予算計上に対し、4月16日時点で執行なし	47,600		0.00%				・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供	
22	給付	市	上越市中小企業者チャレンジ応援事業補助金	市内中小企業者が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等への取組を支援 ・対象経費：上記事業を始めるための初期費用（設備備品等購入費、車両費、委託費、専門家相談費、広報費等） ・補助率：4分の3（上限100万円） ・申請期間：3月3日～12月28日	コロナ禍で新たな取組を行いたい市内中小企業者	事業者	市内中小企業者	上越ものづくり振興センター	・予算額150,000千円に対し、45,642千円の予算を執行（執行率は30.43%）	150,000	45,642	30.43%	申請件数：68件 交付決定件数：57件（事業継続16件、販路開拓18件、新商品・振サービス開発23件） 交付決定額：45,642千円	150	57	38.00%	・3月2日に報道機関へ情報提供 ・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・131件の照会、相談を受けている。
23	給付	市	商工団体臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、商工会議所及び各区商工会が会費の減免を行う場合などにかかる費用の一部を市が給付することにより、会員の負担軽減や団体の運営維持を支援する。	事業継続	商工会議所	上越商工会議所、上越市商工会連絡協議会	産業政策課	・40,197千円の予算計上に対し、4月16日時点で執行なし	40,197		0.00%				・チラシを作成し、3月3日に商工会議所、各区商工会を通じて周知 ・3月2日に報道機関へ情報提供 ・各商工団体からの申請待ち	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			執行状況（件数等）	（単位：件）			対応・反応等
										予算計	執行額	執行率		計画計	執行件数	執行率	
24	補助	市	農産物等インターネット販売強化促進事業	<p>新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受け、需要が低迷する上越産農産物等の販売を促進するとともに、コロナ禍で家庭での消費が増え、インターネットショッピングの利用者が急増していることを踏まえ、新しい生活様式に対応した足腰の強い農林水産業を確立するため、上越産品に特化したインターネットショッピングモールを活用した販売拡大の取組を支援し、上越産品の販売促進及び農業者等の負担軽減と所得確保を図るとともに、セミナーの開催により、農業者等のインターネット販売への参入を促す。</p> <p>○農産物等インターネット販売強化促進事業補助金 ・対象経費 (1) 農業者等の入会金免除に伴う入会金相当額 (2) キャンペーン期間における商品代金・送料の割引相当額 (3) 商品説明の作成、写真撮影等の商品掲載に要する費用（新規） (4) 広告宣伝費（拡充） ・補助対象者：上越産品に特化したインターネットショッピングモールの運営事業者（JCCソフト㈱） ・補助率：10/10</p> <p>○インターネット販売参入に向けたセミナーの開催</p>	コロナ禍で影響を受けた農産物等の販売促進	事業者	上越産品に特化したインターネットショッピングモールの市内運営事業者（JCCソフト㈱）	農村振興課	・予算額9,395千円に対し、9,281千円の予算を執行（執行率は98.79%） ※4月16日現在	9,395	9,281	98.79%	交付決定件数：1件 ※4月16日現在	1	1	100.00%	<ul style="list-style-type: none"> ・3月9日に補助金交付決定、事業着手 ・3月10日に市ホームページ掲載 ・出店者募集チラシを作成し、3月10日に市内農業者及び事業者へ郵送、商工会議所、各区商工会を通じて配付 ・出店者募集：3月11日開始 ・4月8日にインターネット販売入門セミナーを開催、参加者35人 ・新規出店申込：3事業者
25	軽減	市	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	<p>○適用対象を拡充：事業用家屋と構築物を追加 ・事業用家屋は取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産が年平均1%以上向上する一定のもの ○特例：固定資産税をゼロ ○令和3年度及び令和4年度の固定資産税に適用（2年間延長） ※先端設備等導入計画に位置付けられたもの</p>	中小事業者の負担軽減	事業者	新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員が1,000人以下の個人	税務課	・予算措置なし	—	—	—	・令和2年度の申告者（令和3年度固定資産税の軽減対象者）：29件	—	—	—	
26	軽減	市	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	<p>○令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同時期と比べて減少している場合、以下に掲げるとおり軽減する。 ・30%以上50%未満減少している場合は、固定資産税を50% ・50%以上減少している場合は、固定資産税をゼロ ○償却資産と事業用家屋を対象とする。 ○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。 ○令和3年度の課税分に限定</p>	中小事業者の負担軽減	事業者	令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上が30%以上減少している中小事業者等 ※「中小事業者等」とは、資本金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員が1,000人以下の個人	税務課	・予算措置なし	—	—	—	・令和2年度の申告者（令和3年度固定資産税の軽減対象者）：795件	—	—	—	
27	減免	市	路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様の支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用（テイクアウト販売やテラス）の占用許可基準を緩和する。</p> <p>条件： ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等にご協力いただけること 占用料：免除 期間：令和3年9月30日まで</p>	飲食店等の方々に	事業者	地方公共団体又は関係団体による一括申請 ・地元関係者の協議会等、地方公共団体が支援する民間団体など (例：商店街組合、商工会など) ・個別店舗ごとの申請は対象外	道路課	・予算措置なし	—	—	—	事業者からの相談により申請を受ける 令和2年度：1件 令和3年度：0件	—	—	—	上越市ホームページにて周知を行っている。 (http://cms.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/douroka/covid19-dourosenyokanwa.html)

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	(単位：千円)			(単位：件)			対応・反応等	
										予算計	執行状況		執行状況(件数等)	計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数		執行率
28	猶予	市	上越市徴収猶予の特例制度	国の特例制度終了に伴い、引き続き納税が困難な方を対象に既存の徴収猶予制度を活用した、市独自の運用基準による特例制度。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合、1年間、納税を猶予。担保不要で、延滞金は全額免除 対象となる市税：令和3年2月2日以降、令和4年3月31日までに納期限が到来するすべての市税 申請期限：各納期限の日	収入減で納税できない	個人・事業者	2つの要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わない） ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が令和元年（平成31年）同期に比べて概ね20%以上減少 ②一時に納税することが困難	収納課	・予算措置なし	—	—	—	11	1	9.09%	・制度周知は、広報上越4月号、市ホームページ、SNS、令和3年度納税通知書への案内チラシ同封により実施	
29	猶予	市	下水道事業受益者負担金(分担金)の徴収猶予	令和3年度に納期限を迎える負担金(分担金)の全額の徴収を1年以内の期間猶予	納期限日までの支払いが困難	個人・事業者	・新型コロナウイルス感染症に関連して、市税等の猶予を受けている方 ・国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受ける方 ・国、県及び各市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方	生活排水対策課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—		

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	(単位：千円)			執行状況(件数等)	(単位：件)			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
国・県等の支援策																	
30	給付	国	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの 助成額：中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10) 大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4) 日額上限：15,000円 雇用保険の被保険者以外の従業員には、緊急雇用安定助成金(雇用調整助成金と同内容)あり 対象休業期間：緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで 申請期限：支給対象期間の最終日の翌日から起算して2か月以内。 ※雇用保険、労働者災害補償保険に加入しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、ハローワークへ申請が可能。(証明書発行受付期限：厚生労働省の申請期限の概ね2週間前まで)</p>	雇用維持	事業者	大企業、中小企業、個人事業主、 農林漁業経営体	産業政策課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	
								農政課		—	—	—					
31	給付	国	小学校休業等対応助成金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等を世帯する保護者である労働者が、有給休暇を取得した際に、事業者が支払った賃金相当額を助成(上限15,000円/日) ※雇用保険、労働者災害補償保険に加入しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は、北陸農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」があれば、学校等休業助成金・支援金受付センターへ申請が可能。 (証明書発行受付期限：厚生労働省の申請期限の概ね2週間前まで)</p>	事業継続 雇用継続	事業者	中小企業、個人事業主 農林漁業経営体	産業政策課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	
								農政課		—	—	—					
32	給付	国	一時支援金	<p>緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給する。 緊急事態宣言の再発令に伴い、次の2つの要件のどちらかにより、今年1月から3月までのいずれかの月で、対前年比で50%以上売上高が減少していることが必要。 ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた 中小企業 最大60万円 個人事業主 最大30万円</p>	事業継続	事業者	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者	産業政策課	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			執行状況（件数等）	（単位：件）			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
33	給付	国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった人に対し、休業前賃金の8割を休業実績に応じて支給。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象。 日額上限：11,000円 申請期限： （中小企業） 休業した期間が令和2年10月～12月 令和3年5月31日 令和3年1月～4月 令和3年7月31日 （大企業） 休業した期間が令和2年4月～6月、令和3年1月8日～4月 令和3年7月31日</p> <p>※休業した期間が令和2年4月～9月であっても申請が可能な場合あり。</p>	雇用維持	労働者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった人	産業政策課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	
34	給付	国	産業雇用安定助成金	<p>新型コロナウイルスの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する。 【対象となる出向】 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向） ※出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。 【対象経費】 ○出向運営経費 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部（上限額（出向元・先の計）12,000円/日※助成率は条件により異なる。） ○出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成（助成額：出向元・先各100,000円/人（定額）※加算を行う場合あり） 【助成対象期間】 ○出向開始日が令和3年1月1日以降の場合 出向開始日以降の出向運営経費及び1月1日以降の出向初期経費 ○出向開始日が令和3年1月1日より前の場合 1月1日以降の出向運営経費のみ</p>	雇用維持	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主） ・当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主） 	産業政策課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため執行状況は不明	—	—	—	
35	貸付	国	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）【コロナ枠】	<p>貸付上限：個人3億円、法人10億円 貸付期間：25年（据置10年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）</p>	事業継続	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた認定農業者 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた認定農業者 	農村振興課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	
36	貸付	国	農林漁業セーフティネット資金【コロナ枠】	<p>貸付上限：簿記記帳を行っている場合は、年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額。それ以外の場合は1,200万円 貸付期間：15年（据置3年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）</p>	事業継続	事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた主業農業者等</p>	農村振興課	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・国事業のため、執行状況は不明	—	—	—	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			（単位：件）			対応・反応等		
										予算計	執行状況		執行状況（件数等）	計画計	執行状況			
											執行額	執行率			執行件数		執行率	
37	免除猶予	国	国民年金保険料の免除・納付猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能。</p> <p>申請の対象となる期間：令和元年度分（令和2年2月分から6月分）、令和2年度分（令和2年7月分から令和3年度6月分）</p> <p>免除承認の所得基準：免除区分について以下の計算式で計算した金額以下であることが必要</p> <p>全額免除（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円）</p> <p>3/4免除（78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等）</p> <p>半額免除（118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等）</p> <p>1/4免除（158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額）</p> <p>※令和3年度分についても、特例措置が継続される予定</p> <p>免除等のサイクルが令和3年7月から令和4年6月であるため、詳細は追って通知が来る予定</p>	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	<p>以下の2点をいずれも満たした方</p> <p>①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと</p> <p>②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること</p>	国保年金課	・日本年金機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	
38	猶予	国	国民年金保険料学生納付特例	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能</p> <p>対象：学生（大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等）</p> <p>申請の対象となる期間：令和元年度分（令和2年2月分から令和2年3月分まで）、令和2年度分（令和2年4月分から令和3年3月分まで）、令和3年度分（令和3年4月分から令和4年3月分まで）</p> <p>承認の所得基準：所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要</p> <p><令和2年度以前を申請する場合></p> <p>118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等</p> <p><令和3年度を申請する場合></p> <p>128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等</p>	令和2年2月以降に、業務が失われた等により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難	個人	<p>以下の2点をいずれも満たした方</p> <p>①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと</p> <p>②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること</p>	国保年金課	・日本年金機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	
39	控除	国	住宅借入金等特別控除	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限要件等が遅れた場合でも、一定の要件を満たせば、住宅ローン減税の控除期間が10年から13年に延長できる特例措置</p>	住宅ローン減税	個人	<p>次に掲げる要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと。 ・一定の期間（新築の場合は令和2年9月末、それ以外の場合は令和2年11月末）までに新築した住宅等に係る契約を行っていること。 ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること。 	税務課	・予算措置なし	—	—	—	—	—	—	—	—	間合せなし

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			執行状況（件数等）	（単位：件）			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
40	給付	県	新潟県事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給 県内で単独店舗を営む事業者 20万円 県内で複数店舗を営む事業者 40万円	事業継続	事業者	新潟県内で飲食店又はカラオケ店を営む法人又は個人	産業政策課	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	
41	給付	県	新潟県文化芸術活動支援事業補助金	新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術等の活動を行っている団体又は個人が行う、新型コロナウイルス感染症対策を講じた文化芸術公演、展覧会等の開催に要する経費に対して補助金を交付 ・対象経費 (1) 文化施設等の施設利用料及び付帯設備の利用料 (2) 感染症防止対策に必要な経費（購入費又は賃借料） (3) その他、感染症防止対策に必要な経費（新規）	感染防止対策を講じた文化芸術公演、展覧会等の開催に要する経費を補助	団体または個人	新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術等の活動を行っている団体又は個人	文化振興課	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	現在、市への問合せなし
42	給付	県	新潟県スポーツイベント等再開支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により再開が進んでいないスポーツ大会やスポーツイベントの開催、活動の縮小を余儀なくされている総合型地域スポーツクラブの活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたイベント等・教室の再開に要する経費に対して補助金を交付する。 ■対象者 ①県内でイベント等を開催する団体 ②新潟県総合型地域スポーツクラブ ■対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 ■対象事業 ①次のいずれかに該当するイベント等 ・県内で開催され広く県民にスポーツ・運動の機会を提供するもの。 ・ガイドラインに沿った感染拡大予防対策を講じているもの。 ・市町村の範囲を超えて参加者を募集するもの。 ②新潟県総合型地域スポーツクラブが開催する教室、又は会員だけでなく地域住民も参加できるイベント等で、ガイドラインに沿った感染拡大予防対策を講じているもの。ただし、地方公共団体の委託事業や補助事業で行うものを除く。 ■対象経費※①②共通 ・体育施設等の施設使用料及び付帯設備の使用料 ・感染防止対策に必要な経費（購入費、賃借料又は人件費等） 飛沫防止パネル、透明ビニールカーテン、消毒設備、非接触体温計、マスク、アルコール消毒液等 サーモカメラ、サーモグラフィのレンタル料 臨時に雇用した医療スタッフ等の人件費 ■補助率・限度額 ①10/10・400千円 ②10/10・200千円 ■問合せ先 新潟県県民生活・環境部スポーツ課 ℡025-280-5626	事業継続	団体	①県内でイベント等を開催する団体 ②新潟県総合型地域スポーツクラブ	スポーツ推進課	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・市内総合型地域スポーツクラブに周知済み

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況(予算)	(単位：千円)			(単位：件)			対応・反応等		
										予算計	執行状況		執行状況(件数等)	計画計	執行状況			
											執行額	執行率			執行件数		執行率	
43	貸付	県	農業近代化資金【コロナ枠】	貸付上限：個人1,800万円、法人2億円 貸付期間：7～20年（据置2～7年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は所定の金利）	事業継続	事業者	・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関で確認できた主業農業者等 ・新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応し、反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関で確認できた主業農業者等	農村振興課	・県事業のため執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—		
44	貸付	県	新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）	上限5千万円、年利1.15%～1.75%、信用保証協会の保証制度を利用していること、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれのある中小企業者等	産業政策課	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	
45	貸付	県	新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス対策伴走支援型資金）	上限4千万円、年利1.15%～1.75%、保証料ゼロ、貸付期間10年以内	事業継続	事業者	新型コロナウイルス感染拡大による影響で売上が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けて、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者	産業政策課	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	
46	貸付	県	経営改善サポート資金（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型））	上限1億円、年利1.65%（責任共有対象外の保証付）・1.85%（責任共有対象の保証付）、保証料率0.2%、貸付期間15年以内	事業継続	事業者	信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱」に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	産業政策課	・県事業のため、執行状況は不明	—	—	—	—	—	—	—	—	
47	給付	新潟県後期高齢者医療広域連合	傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、後期高齢者医療制度に加入する被用者が感染した場合に、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。 1日当たりの支給額：直近の継続した3か月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合がある。） 対象期間：令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間で働くことができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月）	感染拡大防止及び休業補償	個人	後期高齢者医療制度の被保険者のうち給与等の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより3日間を超えて働くことができず、その期間に対する給与等の支払いを受けられない人	国保年金課	・新潟県後期高齢者医療広域連合では、県全体で100万円の予算計上（市の予算計上はなし）	—	—	—	—	—	—	—	—	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	（単位：千円）			執行状況（件数等）	（単位：件）			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
48	減免	新潟県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療保険料の減免 ※広域連合で要綱の改正を5月下旬に予定しており、要綱改正後に受付を開始する。	新潟県後期高齢者医療広域連合では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を対象に、保険料の減免を実施する。 減免額：右欄対象者①の場合は全額、②の場合は保険料の一部を減免（世帯主の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和2年の所得額や世帯主及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額から決定します。） 減免期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限（年金天引きの場合は年金給付日）が設定されている後期高齢者医療保険料 還付方法：令和3年度分の保険料について、徴収しないか、歳入した保険税（料）を還付する。（歳入還付）	収入減で後期高齢者医療保険料が払えない	個人	後期高齢者医療制度の被保険者のうち次の要件のいずれかに該当する世帯の被保険者 ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の人 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」）のいずれかの減少額が、前年に比べて30%以上減少するなど一定要件に該当する世帯の人	国保年金課	・歳入還付のため、歳出予算の計上はない	—	—	—	・新潟県後期高齢者医療広域連合事業のため、執行状況は不明	—	—	—	
49	貸付	社会福祉協議会	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 10万円以内（※学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内） ・据置期間 1年以内 ・償還期間 2年以内 ・貸付利子 無利子 ※申請期間を令和3年6月末まで延長	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	福祉課	・県社協事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・県社協事業のため、執行状況は不明	—	—	—	
50	貸付	社会福祉協議会	総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期間 10年以内 ・貸付利子 無利子 ※申請期間を令和3年6月末まで延長	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	福祉課	・県社協事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・県社協事業のため、執行状況は不明	—	—	—	

新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでに講じた事業の進捗状況（令和3年度分） 4月16日現在

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	市担当課	執行状況（予算）	(単位：千円)			執行状況（件数等）	(単位：件)			対応・反応等
										予算計	執行状況			計画計	執行状況		
											執行額	執行率			執行件数	執行率	
51	給付	日本学生支援機構	日本学生支援機構奨学金	<p>家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援対象となる。</p> <p>【給付奨学金】 支給月額 9,800円～75,800円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。</p> <p>【貸与奨学金】 支給月額 20,000円～64,000円 ※収入基準に基づく区分、学校の設置者、通学形態によって決まります。</p> <p>詳しくは日本学生支援機構ホームページで確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html</p> <p>進学資金シミュレーター https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html</p>	就学支援	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在学中の人 ・学力基準、家計基準あり 	学校教育課	・日本学生支援機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	・日本学生支援機構が実施している事業であるため、執行状況は不明	—	—	—	
52	貸付	JA	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	<p>貸付上限：2,000万円 貸付期間：10年（据置2年）以内 貸付利率：当初5年間実質無利子（6年目以降は年1.4%）</p>	事業継続	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に被害を受けた農業者 	農村振興課	・JA事業のため、執行状況は不明	—	—	—	・JA事業のため、執行状況は不明	—	—	—	

令和3年4月16日
新潟県対策本部会議

警報継続に伴うお願い

警報期間が長期間に及ぶ中、県民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止へのご協力に感謝いたします。県内の感染拡大防止のため、守っていただきたいことを次のとおり整理しました。

【感染拡大防止のために守っていただきたいこと】
～マスク、手指の消毒等の感染拡大防止対策を引き続き徹底～

[1] 他都道府県との往来

- ◆まん延防止等重点措置が適用された他都道府県との往来は慎重に検討する
- ◆上記都道府県及び緊急事態宣言が発令されていた都道府県との往来は以下に注意
 - ・県外での飲み会・接待を伴う飲食は慎重に
 - ・往来後に体調が悪いと感じたら、受診・検査を徹底

⇒ 他県から転勤等で本県にお越しの方は、「新潟県にお越しの方へのお願い」をご覧ください

[2] 飲食を伴う会合を実施する際は、感染防止対策を徹底

- ・体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ・人数を抑える
- ・形式を工夫(短時間、着座、定員50%以下、お酌NG等)
- ・事業者は店舗に県の「新型コロナお知らせシステム」導入を
- ・会合後に体調が悪いと感じたら、受診・検査を徹底

⇒ 詳細は「飲食を伴う会合に関するお願い」をご覧ください



新型コロナワクチン接種を希望する65歳以上の皆さんへ



新型コロナワクチンの接種について

【今回】①65歳以上の人(昭和32年4月1日以前に生まれた人)

【今後】②16歳～64歳の人 ※①終了後、接種券などを個別に発送

【対象外】③16歳未満の人 ※4月14日現在、国では対象外。

ア) 医療機関

各自で事前に予約した、かかりつけ等の医療機関で接種を行います。各医療機関からの案内に従って、接種を受けてください。


イ) 集団接種会場

4月下旬～5月上旬に、個別に割り振りした会場や日時、受付時間について、別途通知します。
▶と き…5月22日(土)～(予定)
▶会 場…市内8会場(オーレンプラザ、上越地域医療センター病院、上越総合病院、ホテルハイマート、ユートピアくびき希望館、柿崎コミュニティプラザ、板倉農業者トレーニングセンター、浦川原体育館)
▶持ち物…接種券、予診票、本人確認書類(運転免許証など)

ウ) 介護保険施設など

介護保険施設などに入所・入居されている人は、各施設で集団接種を行います。

(注) 上越市に住民票がある人で、事情により市外で接種したい人

接種は、原則として住民票所在地の市町村で行います。引っ越しをする人や住民票所在地以外に仕事で長期滞在している人などは、接種を行う市町村に事前に届け出をすることで、接種を受けることができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。  市ホームページ▶

※接種を希望しない人は、下記の上越市新型コロナワクチンコールセンターにご連絡ください。

Q 「こんなときはどうしたらいい？」困ったときはこちらへ



上越市新型コロナワクチンコールセンター

▶内容…接種会場、接種券の再発行など
▶開設時間…月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
☎025-520-8870または025-526-4382

新潟県新型コロナワクチン医療健康相談センター

▶内容…副反応の心配やアナフィラキシーなど
▶開設時間…毎日午前8時30分～午後6時
☎025-385-7762

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

▶内容…ワクチンの安全性・有効性など
▶開設時間…毎日午前9時～午後9時
☎0120-761770(フリーダイヤル)

※電話の掛け間違いが多くなっておりますのでご注意ください。